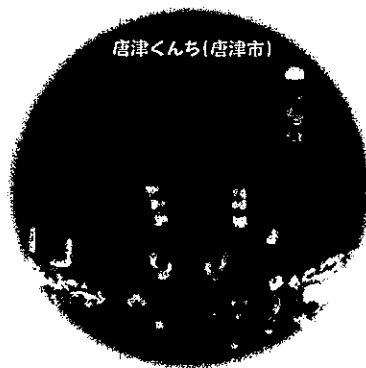


大会報告書

第40回 全国肢体不自由児・者父母の会 連合会全国大会佐賀大会

第23回 九州ブロック肢体不自由児者父母の会 連絡協議会佐賀大会



期 日/平成19年9月22日(土)～23日(日)
会 場/大 会:唐津市民会館
情報交歓会:唐津シーサイドホテル

- 主催/(社)全国肢体不自由児・者父母の会連合会
九州ブロック肢体不自由児者父母の会連絡協議会佐賀大会
- 主管/特定非営利活動法人 佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会



佐賀インターナショナル
バルーンフェスタ(佐賀市)

ノーマライゼーションの八つの原則 (スウェーデン ニイリエ)

ノーマライゼーションとは、一日の普通のリズム

朝ベッドから起きること

たとえ君に重い知的障害があり、身体障害者であっても、洋服を着ること

そして家を出、学校か、勤めに行く

ずっと家にいるだけではない

朝、君はこれからの一日を思い

夕方、君は自分のやり遂げたことをふりかえる

一日は終わりなく続く単調な24時間ではない

君はあたりまえの時間に食べ、普通の洋服を着る

幼児ではないなら、スプーンだけで食べたりはしない

ベッドではなく、ちゃんとテーブルについて食べる

職員の都合で、まだ日の暮れぬうちに夕食をしたりはしない

ノーマライゼーションとは、一週間の普通のリズム

君は自分の住まいから仕事場に行き働く

そして、別の所に遊びに行く

週末には楽しい集いがある

そして月曜日にはまた学校や職場に行く

ノーマライゼーションとは、一年の普通のリズム

決まりきった毎日に変化をつける長い休みもある

季節によってさまざまな食事、仕事、行事、スポーツ、余暇の活動が楽しめる

この季節の変化のなかでわたし達は豊かに育てられる

ノーマライゼーションとは、あたりまえの成長の過程をたどること

子供の頃は夏のキャンプに行く

青年期にはおしゃれや、髪型、音楽、異性の友達に興味を持つ

大人になると、人生は仕事や責任でいっぱい

老年期はなつかしい思い出と、経験から生まれた知恵にあふれる

ノーマライゼーションとは、自由と希望を持ち、周りの人もそれを認め、尊重してくれること

大人は、好きなところに住み、自分にあった仕事を自分で決める

家にいてただテレビを見ていないで、友達とボーリングに行く

ノーマライゼーションとは、男性、女性どちらもいる世界に住むこと

子供も大人も、異性との良い関係を育む

十代になると、異性との交際に興味を持つ

そして大人になると、恋に落ち、結婚しようと思う

ノーマライゼーションとは、平均的経済水準を保証されること

誰もが、基本的な公的財政援助を受けられ、そのための責任を果たす

児童手当、高齢年金、最低賃金基準法のような保障を受け、経済的安定をはかる

自分で自由に使えるお金があって、必要なものや好きなものを買う

ノーマライゼーションとは、普通の地域の普通の家に住むこと

知的障害だからといって、20人、50人、100人の他人と大きな施設に住むことはない

それは社会から孤立してしまうことだから

普通の場所で、普通の大きさの家に住めば、地域の人達の中とうまくとけ込める



決 議 文

障害者自立支援法の施行を受けた様々な問題の中には、予算不足を主原因とし十分な制度設計とはならなかったことにその原因が散見されますが、このようなことになったのは、国や国会にきちんと声を届けることができなかつた私たち自身にも反省すべき点が大いにあります。この大会を通して、今後さらに現場の声を正しく制度設計担当者に届けることの重要性を強く感じる事となりました。

私たちの声は、全介助が必要な重い障害のある人たちの声であり、その保護者の悲鳴であります。

次期法律改正において、地域自立支援協議会を法律で必須のものとするなど、地域で障害者を支える実効のあるものとするために様々な取り組みが進むことを期待し、下記に改めて決議事項を示し決議文といたします。制度見直しの際に配慮されることを強く望みます。

1. 医療的ケアが必要な重度重複の障害者が地域で安心して生活できるサービスを再構築すること。
1. 重度訪問介護や重度包括支援事業は、報酬上も、制度的にも事業者にとっては取り組みにくいものとなっている。改善すること。
1. 移動支援事業は、市町村にその判断をゆだねたことから新たな格差を生んだ。また、義務的経費ではないことから削減対象のサービスとなっている。地域生活を支援する最大のツールである移動支援は、用途を特定しない義務的経費とすること。
1. 自立支援協議会の設立運営は、法律必須事業とし、かつ、形式的な間違った運営とならないように最大の配慮をすること。
1. 市町村から委託を受けた指定相談支援事業者が法人施設内にいたまま相談を受けることを禁止すること。同時に、総合相談窓口が中立性を保ちながら自立できるように改善すること。
1. 厚生労働省で開催される各種会議で当会の関係者が意見を述べられるようにすること。

以上の6項目を決議する。

平成19年9月23日

第40回全国肢体不自由児・者父母の会連合会全国大会佐賀大会
第23回九州ブロック肢体不自由児者父母の会連絡協議会佐賀大会



大会テーマ

「地域で普通に暮らす」を当たり前

目次

○開催要綱	1
○大会日程	2
○大会役員	5
○アトラクション紹介	7
○情報交歓会	8
○大会式典 挨拶・祝辞	9
基調報告（全肢連事務局長）	21
○基調講演（厚生労働省）	28
○シンポジウム	58
○閉会式	121
○大会スナップ写真	124
○大会を支えた人たち	
大会参加数	126
寄付・広告・協賛 支援者ご芳名	127
○編集後記	129
○「地域でくらす」～佐賀がんばらんば宣言～	130



第40回全国肢体不自由児・者父母の会連合会全国大会佐賀大会
第23回九州ブロック肢体不自由児者父母の会連絡協議会佐賀大会

開 催 要 綱

趣 旨

平成17年10月31日「障害者自立支援法」は、可決成立した。

1割負担が法制度化されたことから、今後は介護保険との統合問題がクローズアップされることとなる。

地域福祉の充実を目的とした自助・互助・公助の制度設計は、日本の財政事情を考慮すると一定の理解を示すべき時にきているものの、特に重症心身障害児者（重心）が家族にいる当組織としては、障害者自立支援法施行後一年が経過した現在、どのような問題が現場で発生しているのかについて検証することが極めて重要であると考えている。

第40年全国大会（佐賀大会）が、障害児者の地域生活の一助となることを期待してこの大会を開催する。

名 称 第40回全国肢体不自由児・者父母の会連合会全国大会佐賀大会
第23回九州ブロック肢体不自由児者父母の会連絡協議会佐賀大会

主 催 社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会
九州ブロック肢体不自由児者父母の会連絡協議会

主 管 特定非営利活動法人 佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会

期 日 平成19年9月22日（土）～23日（日）

会 場 「大会会場」 唐津市民会館
唐津市西城内6-33 TEL：0955-72-8278
「情報交換会・宿泊会場」 唐津シーサイドホテル
佐賀県唐津市東唐津4-182
駐車場：乗用車150台（無料・予約不要）
TEL：0955-75-3300 FAX：0955-74-2638
チェックイン：15：00 チェックアウト：11：00

参 加 者 各都道府県父母の会会員、関係機関・団体所属者及び大会開催趣旨に賛同する一般参加者

特別参加者 韓国脳性麻痺福祉会、中国残疾人联合会

助 成 日本財団、佐賀県地域福祉振興基金、佐賀県、市長会、町村会、九州電力㈱

後 援 厚生労働省、文部科学省、佐賀県、唐津市、佐賀県市長会、佐賀県町村会、日本肢体不自由児協会、全国社会福祉協議会、全国心身障害児福祉財団、全国特別支援教育推進連盟、全国肢体不自由養護学校長会、全国肢体不自由養護学校PTA連合会、全国肢体不自由児施設運営協議会、佐賀県社会福祉協議会、佐賀県特別支援学校校長会、佐賀県肢体不自由児協会、佐賀新聞社、毎日新聞社、西日本新聞社、読売新聞佐賀支局、NHK佐賀放送局、NBCラジオ佐賀、エフエム佐賀、STSサガテレビ、唐津ロータリークラブ、唐津ライオンズクラブ、

協 賛 コカ・コーラ、コカ・コーラウエストジャパン、日本デキシー、日東パシフィックベンディング、富士電機リテイルシステムズ、東京梱包材料、東陶機器、トップツアー、李富鉄税理士事務所、中井銘飯、名鉄観光サービス

大会日程

【第1日目】 9月22日 (土)

10:30～ 受付 (唐津市民会館)

12:00～12:45 アトラクション 唐津ひきやま囃子、港太鼓

13:00～14:30 開会セレモニー 全肢連歌「太陽とともに」斉唱
物故者に黙祷

大会式典

(総合司会)

酒村 和哉

開式のことば

全国肢体不自由児・者父母の会連合会副会長

清水 誠一

大会委員長挨拶

佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会会長

山田 隆司

主催者挨拶

全国肢体不自由児・者父母の会連合会会長

橋本 勝行

大会名誉会長挨拶

佐賀県知事

古川 康

開催地歓迎挨拶

唐津市長

坂井 俊之

来賓祝辞

厚生労働大臣

舛添 要一

"

文部科学大臣

伊吹 文明

"

日本肢体不自由児協会理事長

今泉 昭雄

"

韓国脳性麻痺福祉会会長

申 廷淳

"

中国残疾人联合会訪日団団長

施 紀平

"

全国肢体不自由児・者父母の会連合会顧問

衛藤 晟一

来賓紹介

佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会副会長

加世堂 久

祝電披露

佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会副会長

福市 繁幸

基調報告

全国肢体不自由児・者父母の会連合会事務局長

上野 密

閉式のことば

全国肢体不自由児・者父母の会連合会副会長

田中 幸夫

14:40～15:30 基調講演

テーマ 「福祉・保健の今後の方向性」

講師： 蒲原 基道 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



15:40～17:40 シンポジウム

テーマ「障害者自立支援法施行後、1年を経過して」 ～特別支援教育の動向も含めて～

障害者自立支援法が本格施行されて、1年が経過しました。

一年を経過した自立支援法の様々な問題の中には、予算不足を主原因とし十分な制度設計とはならなかったことにその原因がある場合も散見される。このようなことになったのは、国や国会にきちんと声を届けることができなかつた私たち自身にも反省すべき点がないとは言いきれないと考えています。今後さらに現場の声を正しく制度設計担当者に届けることの重要性を強く感じています。

私たちの声は、全ての障害を持つ人たちの声であり、その保護者の悲鳴であります。

医療的ケアが必要な人たちの地域生活支援は十分なものとなったのでしょうか。重度訪問介護や重度包括支援事業は本当に重度の方の地域生活を支援できるものになっているのでしょうか。重度障害者が地域生活をするに当たり最も必要とする「移動支援」の問題は、縦割り行政の枠を超えた形できちんと対応できるようになっているのでしょうか。相変わらず、全国のお父さん、お母さんががんばらなければ地域生活はできないのでしょうか。

私たちの声を国、県、市町村における様々な計画、制度設計のベースとなるようにすること。これが佐賀で全国大会を開催することを決めた最大の理由です。

私たちは、そのことを実現する大事なツールのひとつとして、障害者自立支援法第77条に基づく「相談支援」とその相談支援のあり方を含め地域の問題をみんなで考える常設の協議会「自立支援協議会」に注目しています。

佐賀県では、古川康佐賀県知事とNPO法人佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会も参画した関係機関が連携をし、「地域で暮らす、佐賀がんばらんば宣言」を發表し、宣言に基づき、精神・知的・身体の上三障害に加え難病や発達障害についても24時間365日対応できる窓口を、県内の全ての圏域に設置するよう努力されています。今後はこの窓口が本当に私たちにとって使い勝手の良い窓口となるように「自立支援協議会」の役割に注目したいと思います。もちろん県内で開催される自立支援協議会に私たちも参加し意見交換をしていくことが、制度改善の端緒であると考えています。

次期法律改正において、地域自立支援協議会を法律で必須のものとし、地域で障害者を支える実効のあるものとするために様々な取り組みが進むことを求め、かつ、私たちの組織が活性化されることを期待し、制度見直しの際に配慮されることを強く望み、そしてさらに、特別支援教育の動向、福祉と教育の連携も含めて今回のシンポジウムを開催します。

15:40～17:20

シンポジウム

テーマ **「障害者自立支援法施行後、1年を経過して」**
～特別支援教育の動向も含めて～

司 会： 芹田 洋志 特定非営利活動法人
しょうがい生活支援の会すみか 代表理事

シンポジスト： 蒲原 基道 厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

下山 直人 文部科学省
初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官

戸枝 陽基 社会福祉法人 むそう 理事長

古賀 敏久 金立養護学校保護者会 前会長

北古賀雄三 佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会

17:20～17:40

質疑応答（参加者からの事前提出質問票により回答）

※質問票によりあらかじめ質問を記入し、15時までに総合窓口へ提出してください。

19:00～21:00

情報交歓会 「唐津シーサイドホテル」
アトラクション 浅浦面浮立・鉦浮立

【第2日目】 9月23日（日）

9:30～11:00

シンポジウム

テーマ **「組織の活性化を目指して」**

司 会： 戸枝 陽基 社会福祉法人 むそう 理事長

シンポジスト： 福島龍三郎 佐賀市手をつなぐ育成会副会長

清水 誠一 全国肢体不自由児・者父母の会連合会副会長

石田 栄一 全国肢体不自由児・者父母の会連合会相談役

宮崎 和枝 佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会相談役

11:00～11:15

質疑応答（参加者からの事前提出質問票により回答）

※質問票によりあらかじめ質問を記入し、9時までに総合窓口へ提出してください。

11:30～

大会決議文 佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会副会長 福市 繁幸

開催地謝辞 佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会会長 山田 隆司

次期開催地挨拶 広島県心身障害児者父母の会連合会会長 田中 幸夫

福岡県肢体不自由児者福祉連合会会長 竹田 光男

～12:00 大会終了宣言 全国肢体不自由児・者父母の会連合会副会長 木村 嘉孝



第40回全国肢体不自由児・者父母の会連合会全国大会佐賀大会
第23回九州ブロック肢体不自由児者父母の会連絡協議会佐賀大会

大 会 役 員

大会名誉会長	古川 康	佐賀県知事	(佐賀県肢連顧問)
大会名誉副会長	坂井 俊之 藤木卓一郎	唐津市長 佐賀県議会議員	(佐賀県肢連顧問) (佐賀県肢連顧問)
大会会長	橋本 勝行	全国肢体不自由児・者父母の会連合会	会長
大会副会長	木村 嘉孝 清水 誠一 田中 幸夫	全国肢体不自由児・者父母の会連合会 全国肢体不自由児・者父母の会連合会 全国肢体不自由児・者父母の会連合会	副会長 副会長 副会長
大会委員長	山田 隆司	佐賀県肢体不自由児・者父母の会連合会	会長

全 国 大 会

総括事務局長	上野 密	全国肢体不自由児・者父母の会連合会	事務局長
大会副委員長	大野 博澄 田中 外至 新里 吉弘 阿萬木久夫 横原 俊一 小濱 規男 竹田 光男	鹿児島県肢体不自由児者父母の会連合会会長(九州ブロック会長) 熊本県肢体不自由児者父母の会連合会会長 (九州ブロック副会長) 沖縄県肢体不自由児者父母の会連合会会長 (九州ブロック副会長) 宮崎県肢体不自由児者父母の会連合会会長 大分県肢体不自由児者父母の会連合会会長 長崎県肢体不自由児者父母の会連合会会長 福岡県肢体不自由児者福祉連合会会長	

九州ブロック

大会総括事務局長	坂口 義孝	九州ブロック肢体不自由児者父母の会連絡協議会	事務局長
大会委員	伊藤 博教 社頭 文吾 西牟田明德 山口 俊 原田 孝則 井手 正博 須藤 廣美	佐賀県立大和養護学校長 佐賀県立金立養護学校長 佐賀県立北部養護学校長 佐賀県立うれしの特別支援学校長 佐賀県立伊万里養護学校長 佐賀県立中原養護学校長 佐賀大学文化教育学部附属特別支援学校副校長	

大会実行委員

大会実行委員長	加世堂 久	佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会副会長	
大会実行副委員長	福市 繁幸	佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会副会長	
	古賀 敏久	佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会副会長	
	中尾まゆみ	佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会副会長	
大会事務局長	鈴山 悦子	佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会事務局長	
大会事務局次長	馬場久美子	佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会事務局次長	
大会庶務会計	山下佐千子	佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会庶務会計	
大会実行委員	宮崎 和枝	佐賀県肢連	前会長（現 相談役）
	清水 早苗	佐賀県肢連	前副会長
	大久保浩美	佐賀県肢連	佐賀地区代表
	倉光 聡美	佐賀県肢連	唐津地区代表
	田代 直紹	佐賀県肢連	伊万里地区代表
	坂口さなえ	佐賀県肢連	伊万里地区代表
	鈴山 千尋	佐賀県肢連	鹿島地区代表
	淵 睦子	佐賀県肢連	武雄地区代表
	宮崎 修輔	佐賀県肢連	武雄地区代表
	東島恵理子	佐賀県肢連	神埼地区代表
	高木 綾子	佐賀県肢連	白石地区代表
	浦 佐登江	佐賀県肢連	小城地区代表
	中山 美香	佐賀県肢連	東松浦地区代表
	竹田 明子	佐賀県肢連	金立養護学校代表
	高塚 和子	佐賀県肢連	三日月地区代表
	山内 昭代	佐賀県肢連	鳥栖地区代表
	芹田智恵子	佐賀県肢連	ふたばの会代表
	坂口 悦代	佐賀県肢連	ふたばの会代表
	山下 宏恵	佐賀県肢連	伊万里地区代表
	大庭めぐみ	佐賀県肢連	鹿島地区代表
	江口 千里	佐賀県肢連	神埼地区代表
	山田美代子	佐賀県肢連	小城地区代表
	藤川美恵子	佐賀県肢連	三日月地区代表
	御厨美津子	佐賀県肢連	金立養護学校代表
	梅崎 芳子	佐賀県肢連	小城地区代表
	古賀美佐子	佐賀県肢連	金立養護学校代表
	森永美佐子	佐賀県肢連	ふたばの会代表
	井上 友子	佐賀県肢連	神埼地区代表



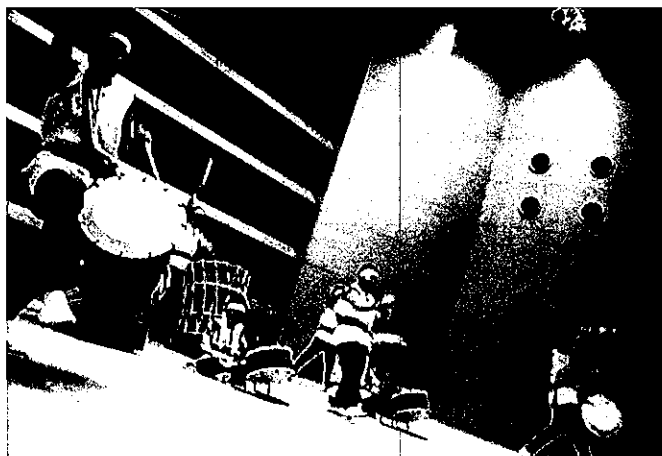
アトラクション紹介

(オープニングセレモニー)
唐津ひきやま囃子



唐津くんちは、唐津神社の秋祭りで17世紀の中頃に始まったと伝えられています。元来は旧暦九月二十九日を中心に行われていましたが、今は現在の十一月三日を中心にして催されています。曳山は文政二年(1819年)に刀町の石崎嘉兵衛が京都の祇園山笠をヒントに仲間たちと赤獅子をつくり奉納したのが始まり。以来明治9年(1876年)までの間に計14台つくられました。この曳山をそろいの法被姿の若者たち数百人が市内を曳きまわすさまは圧巻、まさに現代の絵巻物です。その時にかなでる曳山囃子には「みちばやし」「たてヤマばやし」「せりばやし」があります。

港太鼓



チーム名は、りゅうのわらべと書いて竜童「りんどう」と読みます。唐津港太鼓の子ども太鼓として平成14年7月に結成、発足しました。現在会員20名で、唐津市内の小・中・高校生で構成しています。練習は毎週水曜、金曜、土曜の7時から行っています。見学はいつでもいいのでちょっとのぞいてみてください。

現在の持ち曲は、「あがり屋台」「夏唱」「子供ばやし」等です。

(情報交換会)

浅浦面浮立・鉦浮立



浅浦面浮立は、今から約450年前の戦国時代、豊後国の大友宗麟に攻め入られた肥前国の龍造寺家が、鬼の面にシャグマをつけ、鉦と太鼓に合わせて敵軍に攻め入り、見事勝利を収めた事に始まると伝えられています。

また、佐賀県を代表する民俗芸能として広く知られ、現在は9月の彼岸に五穀豊穡への感謝をこめて奉納しています。この浅浦面浮立は、14曲目で構成されていますが、情報交換会ではその代表的な曲目である“奉願道”、“村渡し”の2曲を披露致します。

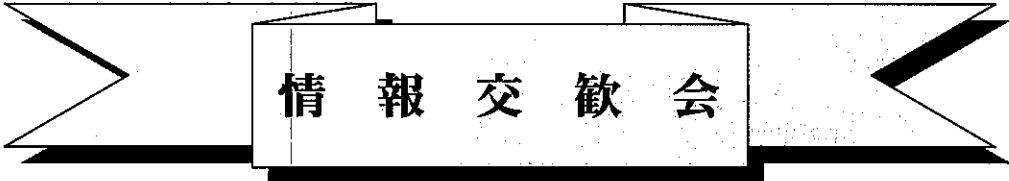
情報交歓会

唐津シーサイドホテル

司会・進行 (ヒーマン)

情報交歓会式次第 19:00 開演

- | | | |
|-------------|------------------------------------|----------------|
| 1、開会のことば | 佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会副会長 | 加世堂 久 |
| 2、会長あいさつ | 佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会会長 | 山田 隆司 |
| 3、開催地歓迎あいさつ | 唐津市長 | 坂井 俊之 |
| 4、来賓あいさつ | 参議院議員 (佐賀県肢連顧問)
衆議院議員 (佐賀県肢連顧問) | 岩永 浩美
福岡 資麿 |
| 5、来賓紹介 | 佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会副会長 | 古賀 敏久 |
| 6、乾杯 | 佐賀県議会議員 (佐賀県肢連顧問) | 藤木卓一郎 |



情報交歓会

- | | | |
|-----------|---------------------------|-------|
| 7、アトラクション | 浅浦面浮立、唐津おやじバント、佐賀県肢連踊り | |
| 8、万歳三唱 | 九州ブロック肢体不自由児者父母の会連絡協議会前会長 | 朝日 光哲 |
| 9、閉会のことば | 佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会副会長 | 福市 繁幸 |

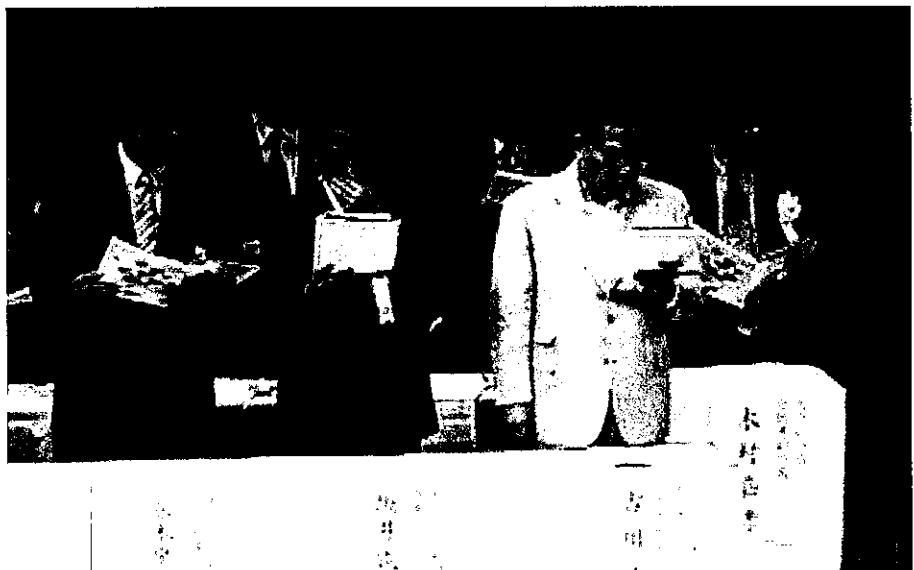
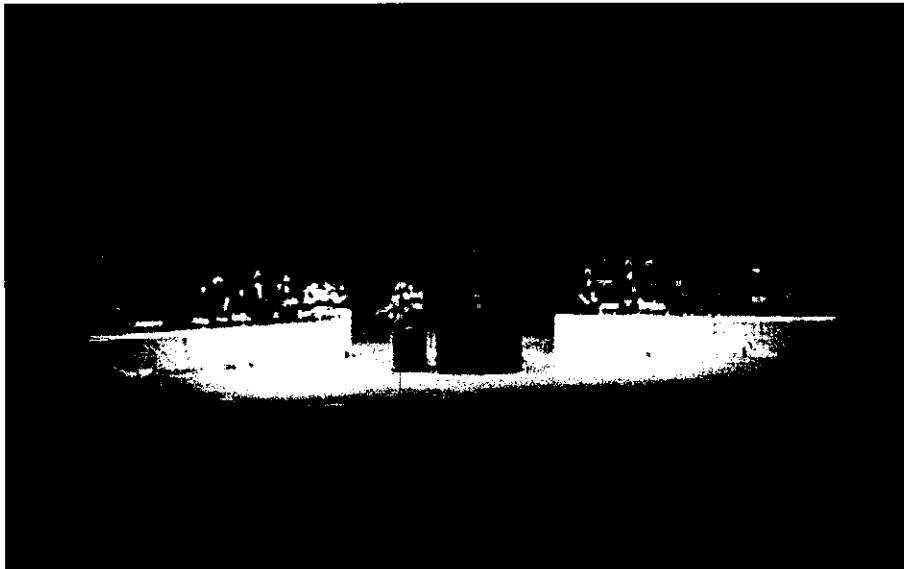
21:00 閉宴



開式のことば

社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会
副会長 清水 誠一

これからの二日間、大きな期待をともに目標に向かう二日間にしたいと思います。ただ今より、第40回全国肢体不自由児・者父母の会連合会全国大会佐賀大会、ならびに第23回九州ブロック肢体不自由児者父母の会佐賀大会の開会を行います。どうぞよろしくお願ひします。





大会委員長挨拶

特定非営利活動法人

佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会会長

山田 隆 司

第40回全国肢体不自由児者・者父母の会連合会並びに第23回九州ブロック肢体不自由児者者父母の会連絡協議会佐賀大会を開催するにあたり一言御挨拶を申し上げます。

全国の肢体不自由児者の父母の会の皆様には、佐賀県で全国大会を開催することを、御承諾いただき、開催できる運びとなりましたことを、まずはお礼申し上げますとともに、全国、九州各地よりたくさんの皆様に佐賀においでいただきましたことを、NPO法人佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会を代表して感謝し、この大会を通じて私たちの子供が『地域で普通に暮らす』ことができるよう、有意義な2日間となれば幸いです。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

平成17年10月に障害者自立支援法が国会で承認され平成18年4月1日からスタートしました。『地域で普通に暮らす』を当たり前に、をテーマに厚生労働省、文部科学省、実践家の皆様に御意見をいただきながら佐賀県内の保護者の方々と議論出来るシンポジウムを皆様と共に作り上げていきたいと考えています。また、『組織の活性化』のテーマで行うシンポジウムは、障がいのある私たちの子供の将来が「地域で普通に暮らす」明るい未来であるようにするために、今、私たち保護者がいかにあるべきか何をすべきかを考える大会にしたいと願い企画しました。大会運営上不行き届きな点が多々ありますが、皆様方には佐賀大会に参加して「力をもらった」と思っていただけのような大会にしたいと願っています。

佐賀県は人口、約88万人の全国的にも小さな県ですが、明治維新では大隈重信公を始めとし、日本の歴史に偉大な足跡を残した人物が輩出されています。大隈重信公を含めた佐賀の七賢人については、是非佐賀市の県立歴史資料館に足を運んで佐賀の歴史に触れていただきたいと思います。また、佐賀は自然が多く、雄大な佐賀平野にある国立吉野ヶ里歴史公園、海の夕日がきれいで海の幸に恵まれた唐津市、お茶の町嬉野市は疲れをいやす温泉が有名です。是非大会終了後足を運んでいただければ幸いです。

最後になりましたが全国各地、さらには海外よりの御来賓の皆様にご出席を賜り、全国肢体不自由児者・者父母の会連合会の全国大会、大会委員長として心から感謝申し上げ歓迎の御挨拶といたします。



主催者挨拶

社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会
会長 橋本 勝行

皆さん、こんにちは。全肢連の会長になって9年目になります。ほとんどの大会に参加しておりますので、皆さん方の顔はだいたいわかります。

今日は第40回の全国大会と第23回の九州ブロック佐賀大会を佐賀県の唐津で開催いたしますが、私は2～3回来たことがあります。たいへん素晴らしい所ですね。風光明媚、眺めの良い所で大会を開催し、皆様方にもお目にかかれて大変嬉しく思います。

今、大会会長の佐賀県肢連会長がいろいろと話をされたので、私がここで話すことはほとんどないのですが、要するに「障害者自立支援法」が施行されて1年。いろいろな問題が出ていることは、ご承知の通りです。全肢連でもいろいろと調査しております。この「障害者自立支援法」の見直しは3年後のということで再来年、平成21年です。

見直しに向けて、この自立支援法の精神が、うまく生かされるような制度になるように変えていってほしいと思っています。これから、皆さん方といろいろ相談をしながら、とにかく、障害を持つ子も、持たない子も生まれ育った地域の中で豊かに暮らしていける、そういう地域をつくるということが本当の主旨だろうと思います。したがって、そのためにはいろいろと制度を多少は変えていっていただかなくてはいけない点もあろうか、と思います。そういう意味では、今日、ご来賓の先生方にいろいろとお願いをし、また、皆さん方と力を合わせながら、なるべくそういう時代が早くくるように、皆さんと努力していきたいと思っています。

今日と明日と2日間、この大会は開かれるわけです。明日は、シンポジウム等も考えているようです。皆さん方のご協力で、この2日間が実のある2日間になるようにご協力をいただきたいと思います。

最後にこの会を催すに当たり、佐賀県連の会長さんをはじめ、佐賀県の大勢の役員の方々、また、ご協力いただいた企業の方、多くのボランティアの方々に、お礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。



大会名誉会長挨拶

佐賀県知事 古川 康

この全国大会の名誉会長を仰せつかりました。私は今年の4月と4年前の春に選挙の洗礼を受けまして、いまこの佐賀県知事という仕事をしておりますけれども、最初に選挙に出るときにいま思っているほどの想いや、いま持っているほどの知識はありませんでした。そしていろんな団体の方々、いろんな地域の方々を回っているときにある県議会議員の方から、こういう悩みを抱えている人たちがいるんだよと紹介されたのが、肢体不自由児者・者父母の会の方たちでありました。そこで聞く話、内容、現場、いろんなところを見聞きさせていただきましたけど、ずいぶんいろんなものが21世紀型に変わって行って、OECD加盟国としておかしくないような状況になっている中でまだこういうことすら実現できていないのかと思うことがたくさんございました。当時、ひとつ問題になっていたのが、養護学校における医療的ケアの話で、残念ながらその当時佐賀県ではそれすらも実施されていないという状況でございました。そういった現場を見聞きいたしまして、こうしたことを少しでも良い方向に持っていくのが私の仕事だと思って4年間やって参りました。この肢体不自由児者・者父母の会の皆さんとはいろんな形でやり取りさせていただき、そして来月になりますけどこの唐津でチャレンジドフォーラムという、今まで滋賀県で2月にアメニティフォーラムというものをやっていたけど、あれみたいなものをぜひ佐賀県でやろうということでアメニティフォーラムin滋賀というものがあるなら、アメニティフォーラムin佐賀というものをやればいいじゃないかと、現実にはこの唐津でやるようにして、今年で4回目を迎えます。

そんなことをしていきながら自分でも理解を深め、そして少しでも佐賀県の障害福祉が良い方向に向かえば良いということでやってきました。今年の選挙のマニフェストを作るときには、肢体不自由児者・者父母の会の皆さんといろんな議論を深め、県政の4年間の目標ををどう設定するのかということ細かく議論しました。この佐賀県政を進める私のマニフェストには、「チャレンジドの総合相談窓口全てにおいて身体・知的・精神の3障害専門家が365日相談に対応できる体制作りに取り組みます。ここでは難病発達障害の相談や就労支援を含めたチャレンジドのライフサイクルに応じた相談も可能にします。」このように書かせていただきました。その総合相談窓口があくまで親身で当事者側に立った中立的なものでなければならぬと明確にしています。これまで施設の方々には大変お世話になりながら相談窓口をやってきましたけど、私どもは施設には施設の良さがあることを認めながらもこのような相談窓口は中立的な所に置いていただきたいと市町にもお願いをしております。そして、20の市町がありますけども、現在15の市町で全圏域をカバーする窓口ができました。そしてそれらは全て施設の中ではないところに作られております。さらには自立支援協議会がそれぞれの圏域ごとにできまして、私どもはここにさらに、県外からもアドバイザーを持ってきてまして、かなり高度な知識や経験を伝達していただくことによって本当に機能する自立支援協議会にしたいと思っております。自立支援法ができてそれが



うまく機能しないという中であって、基金を作るという話がありました。その基金を作るにあたってどんなものを入れるかという話があったときに、私どもは県外からの特別アドバイザーを認めてほしいと厚生労働省にお願いしましてそうしたことを認めていただいたりもしています。こういう相談窓口をきちんとしていくことで、本当に自分たちが本当に困ったときや、悩んでいるときに安心して相談できるところがほしいというその思いに答えたいというのがひとつございます。もうひとつ佐賀県でやっているのが地域で暮らすことのできるグループホームの整備でございます。重度の方のグループホームはほとんどございません。県内には1つだけこの父母の会の皆さんたちが中心になってやっていらっしゃるその原型となるべき卵のようなものがあります。そこを私どもではぜひ保健福祉圏域ごとにひとつは確保していきたいと、そういうことをマニフェストに書きました。そしていまそれに向けていろんな努力をしていっています。むろん制度的問題、経費的問題さまざまありますが、こうしたことが実現しなければ、地域で普通に暮らすということが実現するのは難しいのではないかと考えているところがございます。こうしたことを一つ一つ積み重ねていきながら、そしてまた皆さん方と進めていきながら、普通に暮らせていける社会をぜひ実現していきたいと思っています。私はこうした地域に根ざした福祉はできる限り自治体の創意と工夫によって、そしてまた直接の市民、県民とのやり取りによって内容が変わっていくほうが望ましいと思っています。今回の大会の決議案を事前に見せていただきましたが、たとえば移動支援に関しまして、いま様々な問題があるということは私も承知しております。

ただ、私は自治体ごとに違いがあるからといってそれを直ちに国にすぐ一律に決めてほしいということは私は違うのではないのか。という気もしております。なぜかという、そうするとどうしても国は画一的にものを決めざるをえないということもあります。舛添さんのようなすばらしい大臣がいらっしゃれば別ですけども、私たちが直接国に対して何か変えろということをして直接申し上げるのは難しい部分もございます。しかし、自分たちの住んでいる町は自分たちで変えられることがたくさんあります。今日もこちらにたくさんの市議会議員の方、県議会議員の方、そして代表者の市長さんの方、国会議員の方たくさんお見えであります。こうした方々は今日ここにわざわざ足を運んでいただいているということは皆さん方の声を聞いてしっかり実現しようという気持ちをお持ちであります。

地域でできることはきちんと地域で実現する。そして、私たちの代表をこういう形で出してゆく。そういうことをやることもこの肢体不自由児・者父母の会の大事な仕事ではないかと思っております。こうした問題に関心を持つ方は、非常に深い関心と想いをもち行動していただけます。残念なことにそうしたことを御存じでない方、以前の私のような人が多いことも事実であります。こうしたことに少しでも多くの人に関心を持っていただいて、その上で私たちの味方になってくれる人を1人でも増やしてゆく。そうしたことも是非この全国大会で拾っていただければいいと思っているところがございます。

最後になりましたが、舛添大臣がお越しにならなかったのは残念でございましたが、その代理で来ていただいている厚生労働省の蒲原障害福祉課長は佐賀県の御出身でございます。地元でございますので後のお話でも地元ならではのサービスに満ちたお話が聞けるのではないかと楽しみにしております。私も予定を変更してこの講演を聴いて帰ることにいたしました。ぜひともこの2日間が皆様にとりまして良いものになりますことを心からお祈り申し上げまして、大会名誉会長といたしましての御礼の御挨拶にさせていただきます。

本日はお越しいたごしまして本当にありがとうございました。

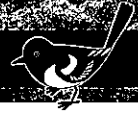


開催地歓迎挨拶

唐津市長 坂井俊之

第40回全国肢体不自由児・者父母の会連合会全国大会佐賀大会、ならびに第23回九州ブロック肢体不自由児者父母の会佐賀大会がこの佐賀県、そしてこの唐津の地におきまして盛大に開催されますことを心よりお喜び申し上げますとともに全国から御参加をいただきました父母の会の皆様方を心から市民を代表して歓迎を申し上げる次第でございます。また、皆様方におかれましては日頃から地域福祉の充実、そしてまた、様々な活動に取り組んでおられることに深く敬意を表し、そしてまた、感謝を申し上げる次第でございます。先ほども知事様、そして橋本会長からもお話がありました通り、自立支援法が施行されて障害福祉の制度が大きく変わっていく中で、地域で普通に暮らすを大会のテーマに本日から2日間、父母の会を始め全国の関係者の皆様方がこうして一堂に会され、障害のある方の将来について意見交換、そして交流を深められますこと、まことに意義深いことであります。それぞれが大きな成果を収められますことを心より期待申し上げます。本唐津市でも今年3月、障害福祉政策の基本となります、障害者基本計画を策定いたしました。基本目標でございます「自立と思いやりのある街づくり」の実現に向けて地域生活支援事業を始め各種政策を実施しているところであります。また、災害発生時におけます避難支援計画につきましても、本日の新聞に載っておりまして今回策定いたしまして、障害のある方あるいは高齢者の方など要援護者の避難体制を整備したところでございます。災害が発生した場合には災害時要援護者を必ず皆様の命をお守りするという意識で望んでいく所存でございます。今後とも皆様方のご支援、ご指導のほどよろしく願いいたします。さて先ほど橋本会長からもこの唐津について少し触れていただきましたが、ここ唐津は風光明媚な自然、そして歴史に育まれた文化がございます。唐津港につながる唐津湾沿いに連なる虹ノ松原を始め、11月の唐津の秋を彩ります唐津くんちが開催されます。この会場の隣にございますが、曳山展示場に展示された豪華絢爛で勇壮な14台の曳山が町中をまさに駆け巡るさまは爽快な景観でございます。そのほか、ご存知の唐津焼、あるいは海の幸、山の幸、ご紹介したいものがたくさんございますが、まさに今日の交流会で食として出てくると思いますので、どうか舌鼓をうってご堪能いただければと思います。皆さんのお時間の許す限りこの唐津をご散策いただきまして、皆様の大会のお疲れを、そして皆様の日頃のお仕事のお疲れを癒していただければ幸いです。存ずる次第でございます。

最後になりますが、今大会にご尽力いただきました、私自身も日々ご指導いただいております県肢連の皆様方、ご準備大変だったと思いますが、関係者の皆様方に心から敬意を表し、また感謝を申し上げ、全国肢体不自由児・者父母の会連合会、ならびに九州ブロック肢体不自由児者父母の会連絡協議会のますますの充実発展と本日ご参加の皆様のご健勝とご活躍、いつまでもお元気でがんばってご活躍いただきますよう心よりお祈り申し上げて開催地唐津市を代表いたしまして歓迎の挨拶とさせていただきます。ようこそ唐津へおいでいただきました。ありがとうございました。



来賓祝辞

厚生労働大臣 舩添 要一

代読 厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課長 蒲原 基道

本日ここに第40回全国肢体不自由児・者父母の会連合会全国大会佐賀大会、第23回九州ブロック肢体不自由児者父母の会連絡協議会佐賀大会がここ唐津市において盛大に開催されますことを心からお祝い申し上げます。まず始めに、日頃よりお子様たちを力の限り支えられておられる御家族の皆様さらには地域や施設において治療、訓練に携わっておられる関係者の皆様に対しまして心より敬意と感謝を表します。さて、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重して暮らすことのできる社会の実現を目指した障害者自立支援法の本格施行から1年を迎えました。厚生労働省といたしましては、関係者の方々からの様々な声を踏まえ、利用者負担の更なる軽減措置や、事業者の運営安定化のための措置などの特別対策を講じているところでございます。また、障害のある子供も地域で安心して暮らせる社会の実現には乳幼児期から成人期までのライフステージに対応した一貫した支援体制の構築が重要であると考えております。このため、引き続き肢体不自由児・者の方々にとって欠かすことのできない医療や介護といったサービス提供体制の計画的整備に向けて、全力を尽くしてまいり所存であります。今大会では行政説明のほか、シンポジウムなどが行われると聞いております。幅広い議論をいただいてより良い仕組みとするべく、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、今大会の開催にあたり御尽力された関係者の皆様方にあらためて敬意を表しますとともに、父母の会のますますの御発展と、本日御参集の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私のお祝いの挨拶とさせていただきます。

平成19年9月22日 厚生労働大臣 舩添 要一



来賓祝辞

文部科学大臣 伊吹 文明

代読 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課
特別支援教育調査官 下山 直人

第40回全国肢体不自由児・者父母の会連合会全国大会および第23回九州ブロック肢体不自由児者父母の会連絡協議会佐賀大会が開催されるにあたり一言お祝いの言葉を申し

上げます。社団法人全国肢体不自由児・者父母の会連合会におかれては、日頃から全国各地において肢体不自由児・者の福祉の増進と自立による社会参加を目的として社会的啓発や調査、研究、国際交流などの様々な活動を展開され 肢体不自由児・者の福祉と教育の充実に大きな成果を挙げてこられました。

これまでの関係の皆様のご並々な御努力に対し心より敬意を表します。さて、本年4月から新たな特別支援教育制度が施行されております。従来、障害種別に設定されていた、盲・ろう・養護学校の制度を設置者の判断により複数の障害種別を教育の対象にすることができる特別支援学校の制度に改めました。障害の重度、重複化により適切に対応できるようになるとともに、地域の実情に即した学校の設置が促進されることを期待します。また、新たな特別支援学校は地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすこととしました。小・中学校に在籍する障害のある子供たちを支援するとともに、特別支援学校の子供も地域の一員として適切な支援を受けられるよう、福祉や労働等関係機関との連携をよりいっそう進めることとしています。さらに、このたびの制度改正では小・中学校において特別支援教育を推進することを明確にしました。これを受け、平成19年度予算におきまして、日常生活動作の介助や学習活動上のサポートにあたる支援員の配置にかかる経費を地方交付税として措置したところであります。各市町村においてはこの財源を活用し、支援員の配置に積極的に取り組んでいただきたいと考えております。文部科学省では今後とも児童・生徒ひとりひとりの教育的ニーズに柔軟に対応した教育を行うことができるよう全力で取り組んでまいりますので、皆様のご格別の御理解と御協力をお願い申し上げます。結びに、本日御出席の皆様のご御健勝と全国肢体不自由児・者父母の会連合会の御発展、ならびに関係の皆様のごますますの御活躍を心から祈念してお祝いの言葉といたします。

平成19年9月22日 文部科学大臣 伊吹 文明



来賓祝辞

社会福祉法人 日本肢体不自由児協会
理事長 今泉昭雄

第40回全国肢体不自由児・者父母の会連合会全国大会、
ならびに第23回九州ブロック肢体不自由児者父母の会連
絡協議会佐賀大会がここ唐津市においてこのように盛大
に開催されますことを心からお祝い申し上げます。ここに御出席の父母の会の皆様方や、関係の方々
におかれましては日頃から全国それぞれの地において障害児者への深い愛情と献身的な活動を通じ福祉の
向上と発展に大きく寄与されてきました。これまでの皆様の熱意と御努力に対して深く敬意を表するも
のでございます。障害児者に対する政策では昨年施行となった障害者自立支援法により変革への大
きな一歩を踏み出しました。法の指針に沿って障害のある方々、そのライフステージに沿って必要とす
るサービスを受けられ、地域で安心して暮らせる社会の実現を切に願うとともに私どもといたしまして
は、一緒に考えていかななくてはと考えております。在宅の障害児者を支援する体制はまだ十分では
ありませんが、このような状況の中で私たちは何が必要か、何をすべきかといったことを、今日このよ
うな場で議論することは大変有意義なことであると思います。日本肢体不自由児協会におきましては、
手足の不自由な子供を育てる運動を通じての肢体不自由児者の障害療育思想の普及、技術者に関しては
教育科目の実施、在宅重障児の訪問介護事業の実施、あるいは心身障害総合医療センターの運営等これ
らによりまして障害を持つ方々が、生きがいと希望を持って生活できる地域社会の実現に努力してまい
りたいと考えております。

最後に、今大会の開催にあたり御尽力された関係者の皆様方にあらためて敬意を表しますとともに、
連合会のますますの御発展と、本日御参集の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉といた
します。



来賓祝辞

社団法人 韓国脳性麻痺福祉会

会長 申 廷 淳

本日、第40回全国肢体自由児・者父母の会連合会全国大会佐賀大会にお招き頂き、お祝いの言葉を申し上げる機会を頂いたことを光栄と思うと同時に多くの皆さんにお目に

かかれて大変うれしく思います。

全肢連の皆様はこれまでの40余年間、全国各地において肢体不自由児・者に対する深い愛情と献身的な活動を通じて福祉の向上と発展に多大なる貢献をしてこられました。これまでの皆様方の御尽力に対して心から敬意を表してやみません。

昨年12月13日、第61回国連総会本会議において障害者権利条約が採択され、本条約は2007年3月30日から各国の署名手続きが始まり、20カ国が批准した時点で発効となります。

韓国では、2007年3月6日、「障害者差別禁止及び権利救済に関する法律」が臨時国会で成立しました。これは障害者の当事者団体を中心とした市民団体の数年間にわたる闘いの成果とも言えます。

日本でも条約を批准するために7月の参議院内閣委員会において法制度の整備の促進を求める決議が採択されたと聞いています。条約の早期締結に向けて全肢連のますますの活動を期待しています。

このような時に、全肢連の皆様が全国から一堂に集われ、肢体不自由児・者を取りまく現状及び将来について話し合い、交流を深められながら、お互いの悩みの解決を図られますことは、誠に時宜を得た意義深いものであると思います。

全肢連がこれまでの多大なる功績をふまえて、時代の要請に即応した施策の開発と推進のため、さまざまな活動に精力的に取り組んでいただく事をお願い申し上げます。

終わりに、本大会のご成功と、全肢連のますますの御発展と、御参席の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げまして、私のお祝いの言葉といたします。



来賓祝辞

中国残疾人联合会 2007年度訪日団団長
中国残疾人联合会 機関サービスセンター
主任 施 紀 平

尊敬する橋本勝行会長

尊敬する代表各位

この度、「第40回全国肢体不自由児・者父母の会連合会全国大会」並びに「第23回九州地区肢体不自由児者父母の会連絡協議会佐賀大会」が唐津市にて開催されることに謹んでお祝い申し上げます。

全国肢体不自由児・者父母の会連合会は日本において数十年もの長い歴史をもち、その影響力も大きい全国的組織であります。貴会は結成以来、障害者の権利擁護や生活等の制度の改善のために全力を尽くしてまいりました。それとともに、国際的な障害者事業にも積極的に参加し、本国のみならず国際障害者運動の発展にも大きく貢献しています。

中国残疾人联合会と全国肢体不自由児・者父母の会連合会は1991年に友好交流団体として締結以来、今年で16年という月日が経ちました。両組織は毎年代表団を派遣し、お互いに訪問活動が続ける中で障害者事業に関する経験や理念について相互交流し、学び合いながら障害者事業の発展を推進してきました。

国際障害者事業の中でも両組織は好ましく協力してきました。特に、「アジア太平洋障害者の十年」の活動は私たちの協力の成功の模範であります。また、去年の12月には私たちがともに望み、長い間努めてきた「障害者権利条約」が国連で採択されました。それは、全世界の6億5千万人の障害者にとってはよい便りであり、私たちの福祉事業にも新しい活気をもたらしました。

中国残聯は全肢連と共に力を合わせ、助け合いながら「障害者権利条約」の確実な履行を推進し、障害者の平等・社会参加・共に享受するという目標を実現するために努力することを願うところであります。

最後に、今回の大会の御成功を祈念申し上げます。



来賓祝辞

社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会顧問
参議院議員 衛藤 晟 一

本日は、全国そして九州ブロックの肢体不自由児者父母の会佐賀大会が盛大に行われますことを、心からお喜び申し上げます。昨年の大会にも出席させていただきましたが、昨年の大会がひとつの大きな契機となって障害者自立支援法が昨年の10月から完全実施されました。その中での問題点を洗い直して特別対策をやるという大きなきっかけに

なった大会でもありました。この特別対策の足りないところがたくさんあると、この1年でわかってきましたので、大きく修正される素晴らしい出発の大会になると確信するしだいでございます。皆さんにも大変お世話になりましたが、この参議院議員選挙におきまして皆様のご推薦の中で比例代表・全国区の選挙を戦わせていただくことができました。お陰様で当選させていただきました。早速ですがこの障害者の問題にタッチさせていただくことになりました。自民党の厚生労働の部会長にさせていただきまして、直接、障害者の問題、社会保障の問題を一緒に考えていかなければならないという立場になったわけでございますので、この見直しに向けて全力を挙げてがんばらせていただきたいというわけでございます。

私もいろんな話を皆様方から聞いてまいりました。何とか一緒にこれを改正に向けてがんばっていきたいと考えております。障害者自立支援法、趣旨はここに書いてありますように、まさに、地域で普通に暮らすことを当たり前にと。障害者はみんなすばらしい存在であります。健常者となんら変わるところはありません。しかし、いろんなハンデを持っているという中で、その力を全力を挙げて活かせるように社会の中で大きく還元できるようなそんな国づくりを私どもは目指しております。さらに、同じすばらしい存在としての人間ですから地域の中で当たり前と一緒に暮らせるということがどうしても必要かと思えます。そのために障害者自立支援法もできたわけですが、この決議文の冒頭にも書いてございますが、その趣旨が予算面において完全には反映されてはおりませんでした。昨年の12月に特別支援法をちょうどご当地出身の蒲原さんが夏に課長になってそれから一気に修正に向けて動いたわけがあります。私どもから見ますと残念ながらまだ修正は7割あるいは3分の2かというぐらいに思っております。まだまだ本人の負担にいたしますと、やはり通常の4分の1ということで県の支援等を受けて育てておりますけれども、入所の方たちも1割負担という中でいろんな修正をかけていますが所得に応じての修正をかけておりますが、もっとちゃんとした形で修正できるように入所を2分の1そして、通所の方たちも4分の1の費用でいけるように思っておりますし、また、負担にいたしましても、いまは世帯の合算をされますのでこれも見直していかなければならないですし、医療と併用の場合、とりわけ重度の方には負担が大変なことになっておりますので、そういうことも考えていかなければならないと思っております。さらには、施設を運営する方々にとっても、いわば日割り計算が問題だという話になっておりますが、日割り計算でもちゃんとやっていると定員枠を1割程度のプラスを認めていますが、やはり3割から4割認めるとか、あるいは通所にいたしましても、生活介護を併用しなければいけないという状況です。就労支援B型は本来の趣旨は自立に向けての動きですから併用しなくてもちゃんとやっていると意味では報酬単価をちゃんと見直さなければいけないと思っております。また、移動支援についてもこれが市町村にゆだねられた格好で非常に地域における格差が広がっておりますので制度的に全国でちゃんと話をしながら移動支援が進められるように後退がないようにやらなければいけない。そんなところをぜひ検討をさせていただきたいと思っている次第でございます。さっそくその検討はこの臨時国会の中、そしてこの暮れの予算編成にむかって行われますのでそのことをちゃんとやらせていただきたいと思っている次第でございます。いずれにいたしましても昨年の大きな見直しはこの全国大会が大きなきっかけとなりました。最終的な再度の見直しはこの大会が大きな動きになって見直されると確信している次第でございます。この大会がすばらしい成果を得られますことを祈念いたしまして、大会のお祝いの言葉とさせていただきます。本日はまことにおめでとうでございます。



基 調 報 告

社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会
事務局長 上 野 密

行政がサービスを提供する「措置制度」から、利用者自らがサービスを選んで事業者と契約する「支援費制度」に移行したのが4年前。国の利用者見込みを大きく越えた

利用者の急増で財政は悪化し、基盤整備の遅れと地域格差も拡がり、国は施行後1年で介護保険との統合や今後の障害保健福祉施策のグランドデザインを示唆し新法制定へと動き始めました。示唆されてから半年足らずでの国会上程、審議中に郵政法案に係る国会波乱のあおりを受け廃案。その後衆院選挙での自民圧勝を受け、「障害者自立支援法」は、特別国会に再提出され可決・成立と、新法制定までの3年間、私たちは大きく振り回され続けました。

本来、社会福祉制度全般は、普遍的な原理に基づいて行われることが求められます。それは、年齢や性別、疾病要因もしくは居住地等すべてを越えて、社会的自立にむけた同一のニーズのある人に対しては、同一のサービスが提供される様な仕組みです。もちろん若年障害者の社会参加に対するニーズが高い傾向にあることや重度障害者が同じニーズであってもより一層のサービスを必要とすることを踏まえておく必要はあります。

また普遍的原理のみをかざし、扶養義務問題をはじめとする所得保障の確立や基盤整備、障害者福祉の根幹的問題に対して明確な道を示さずに先送りして福祉施策の改革のみを押し進めることは、本質的な目的を逸脱する恐れがあるとの不安から活動を強めてまいりました。

そして「障害者自立支援法」が施行され1年と半年が経過いたしました。まさに去年は激動の1年と言って良いでしょう。障害者の生活基盤である所得保障に不安が残る中で、わが国の福祉政策の転換を強く印象づけた定率負担の義務づけは、障害者の家計を直撃し「弱者切り捨て」との批判が高まりました。国は激変緩和策として特別対策を打ち出しましたが、時限的な施策でしかありません。急激な負担増の緩和として独自の軽減策を行う自治体もありますが、財政力や福祉に対する姿勢による地域格差がますます広がりつつあります。経済事情が「自立」を阻むとしたら、制度の大義名分は崩れ去ります。残念ながら、障害者自立支援法自体を見直す潮流は未だ動きが弱く、応急処置を施しただけでは真の支援策に変わるとは思えません。

障害者自立支援法が完全施行された昨年度、全肢連では会の運営に関わる中・長期ビジョンとして下記の活動指針を掲げ様々な課題に取り組んでまいりました。

1. 会の運営に関わる、中・長期ビジョン

(1) 地域組織を育成強化し連携を推進する。

近年の福祉施策は、市町村が実施主体となり中心的役割を果たす体制に移行している。

今後は都道府県肢連の指導のもと、父母の会の地域組織の活動状況等を再確認し、障害の種別等も考慮にいれながら、市町村単位や広域的単位に再編成し強化することが必要となる。

我々は「組織の強化」、「地域指導者の養成」、「地域組織の連携」を進め、地域行政に強力にアピールができる組織づくりを目指していくことが急務だと考える。

また本会の健全運営に必要な財政基盤の確立を図り、事務局体制の強化を進めることが地域組織の育成強化にもつながり、ひいては磐石な組織づくりが進められる。

(2) 国への要望活動の強化と地方自治体への対応

国の構造改革に対して都道府県の要望を取りまとめ、国に対し強力に要望・提言を行い、福祉関係諸団体と連携・協力しながら福祉増進を図る。

また都道府県肢連は、地域父母の会の要望を地方自治体に要望し、全肢連と連携を図る。

2. 活動方針

(1) 障害者自立支援法の見直しについて要望する

①障害者も社会の形成者である事には変わりはなく、納税・公的負担金は全ての方々と同等に負担することに異論をもたないが、その前提は負担できる収入の保証であり、障害の特性・適性を活かした「働く場」の確保、障害基礎年金及び諸手当等を拡充し、最重要課題である所得保障の確立を求める。

②家族一体の責務のような流れは自立に反している。利用者負担は本人の収入で決定することを求める。

③就労不可能な重度障害者の所得保障を手厚くし、福祉サービス等の利用者負担を無料にすることを求める。

④福祉サービス（介護給付、訓練等給付）、自立支援医療、補装具の月額上限負担額を合算のうえで、軽減し一本化することを求める。

⑤医療ケアの必要な障害者が、日中活動の場を生活介護で受けられるよう看護師、介護福祉士の配置を義務化することを求める。

⑥特に肢体不自由児者の重度重複障害を持つ親の高齢化等で家族介護が困難なケースが数多くある。在宅中心ではなく地域実情（特性）に配慮した入所施設（現療護）の適切な配置と、介助を受けながら自立のための「グループホーム」「ケアホーム」の創設を求める。

⑦障害保健福祉サービスの計画整備に要する財政的支援を各都道府県に保障し、実施主体である市町村が基盤整備できる体制を支援することを求める。

(2) 施策及び制度上の問題点に対し積極的に活動する

①重度肢体不自由児者の地域生活をより豊かにするため、目まぐるしく変わる既存の制度や新規制度の問題点に対し、地域父母の会、都道府県肢連、全肢連が一体となって研鑽を行うとともに活発な活動とアピールをおこし、それぞれの立場で各自自治体に働きかける。



- ②全肢連常任委員会に加え、新たに専門家、有識者等を中心とした専門委員会を設置して、施策及び制度上の問題等に対して俊敏に対応する。また、課題などについて意見提言を行う。

(3) 地域福祉の基盤整備を強力に推進する

障害児者が地域で安心して暮らすために、総合的な生活支援施設等を地域組織の拠点として自らが中心となり創設に尽力し、居宅生活支援の充実を図る。

- ①相談支援の確立（24時間対応相談機能、コーディネート、専門機関への橋渡し等）
- ②地域活動支援センターとして「日中憩いの場」「創作活動等」の推進
- ③居宅サービス事業の推進（訪問介護、短期入所、移送サービス等）
- ④住まいの場として「グループホーム」「ケアホーム」の設立、事業実施者の指導及び支援体制の確立
- ⑤身体障害者療護施設（総合支援施設）の創設及び通所型支援施設の設立
- ⑥福祉関連事業の人材の育成、ボランティアの育成、研修会、講演会等の実施
- ⑦情報収集・伝達及びパソコン習得の支援（パソコンボランティア等の派遣）
- ⑧幼児期の療育体制の拡充を図る
- ⑨重度重複障害者ショートステイの増設を図る
- ⑩公共施設の障害者用トイレに介護用ベッド（大人用）等の設置
- ⑪訪問看護制度の規制緩和

3. 父母の会のあり方

(1) 都道府県肢連の役割の強化

- ①地域の実情に合わせた法人化の推進
- ②本人活動の支援（本人部会の推進、自立生活の支援）
- ③地域福祉の基盤整備の推進支援
- ④障害者の所得保障の確保に対する支援
- ⑤人権擁護の活動等への支援
- ⑥支援者、後援者等、バックアップ団体づくりの推進
- ⑦相談支援体制の強化・相談窓口の開設

(2) 父母の会の活性化

父母の会の活性化を図るために、今後の活動は父母の会独自の自助努力が重要であり、地域住民や各種団体及び企業等の参加を得ながら、肢体不自由児者を抱える若年層の父母の参加を強く求めることが研究課題となっている。

そのためには地域のニーズに合わせて、障害児施設・医療機関・地域行政・養護学校・PTA・地域社協等と密接な連携を継続しながら父母の会への理解を求めることが最も重要であり、今後の地域活動の基本として捉えるとともに横断的に父母の会の活性化を図ることを目指したい。

以上の活動指針を掲げ、「組織の強化」、「地域指導者の養成」、「地域組織の連携」を進め、地域行政に強力にアピールができる組織づくりを目指すとともに、国の構造改革に対して都道府県の要望を取りまとめ、国に対し強力に要望・提言を行い、福祉関係諸団体と連携・協力しながら福祉増進を図ってまいりました。



さらに、以下記載の通り、「全国大会・ブロック大会の開催」「広報事業として機関誌の発行、ホームページの運営」「補助・助成事業」「渉外活動」「海外の福祉団体との交流」を推進してまいりました。

また、各都道府県肢連に対し行った障害者自立支援法に対するアンケートでも様々な不安が寄せられています。事業体系も再編され大きく変わり、診療報酬の改定、介護保険との統合問題等課題も含め、障害者福祉施策は益々混迷を深めており、問題・課題を詳しく検証し、敏速に対応していくことが今、求められています。

全肢連では各都道府県肢連並びに地域父母の会活動に活用していただきたく、昨年暮れに各都道府県肢連を通じて各都道府県、市区町村における「障害者自立支援法に対する独自の負担軽減策」についてのアンケート調査を実施いたしました。アンケート調査結果は全肢連ホームページ「響(ひびき)」に掲載しています。なお、本年度も引き続き、都道府県、市区町村の「負担軽減策」「地域支援事業の内容」「障害福祉計画の策定状況」のアンケートを実施し、随時ホームページにて更新してまいります。

また、文部科学省では特別支援教育の推進が謳われている「学校教育法等の一部を改正する法律」が、国土交通省では「新バリアフリー法」が施行されました。国連では障害者の人権を明確に保障する国際条約「障害者権利条約」も採択され、7月5日には、参議院内閣委員会で「条約の早期締結に向け、我が国の障害者に関する制度全般について必要な見直しを行うことは喫緊の課題であり、その際には、障害者差別の禁止に関する法整備の在り方について早急に検討することを強く要望する」との決議がなされております。

事務局では、組織の一層の強化と会員相互の連携と交流を深めるとともに、障害児者の社会参加と自立を目指し、直面している諸問題の解決と充実した福祉施策の確立のため、以下の通り日々活動を進めてまいりました。

全国大会・ブロック大会の開催

各地域の実態把握と会員相互の研鑽を深めるために全国大会及びブロック大会を開催いたしました。大会決議や要望等は、厚生労働省をはじめとする各省に対する35項目の重点要望として取りまとめ、関係諸団体とともに要望書を提出し協働しています。

広報事業

社会に対する啓発運動の一環としては、広報誌・情報誌発行のほか、全肢連ホームページにおいても中央の情勢並びに各地域の動きを配信しています。リアルタイムな情報の集散ツールとして都道府県肢連や地域父母の会にも活用していただきたく、開設ホームページへのリンクや開設のバックアップを推進しています。また昨年度は「都道府県肢連のページ」を拡充し、各県肢連から地域への情報発信ツールとしての一助となりました。

全肢連だより「わ」年4回発行 / 全肢連情報 毎月2回1日・15日発行
全肢連ホームページ「響(ひびき)」の拡充 (URL:<http://www.zenshiren.or.jp>)
全肢連webマガジン「ひびきメール」の配信 (メール配信希望者へ月2回)
第25回タイプアートコンテスト作品募集 (ふれあいノートの製作、頒布)



補助、助成事業

全国心身障害児福祉財団、日本財団、コカ・コーラシステム、アステラス製薬(株)などによる助成・協賛による事業を実施しています。また、療育事業として、11地域で宿泊を伴うキャンプや指導者養成研修会を各ブロック7地域で実施しました。

療育事業（キャンプ）11地域	／	指導者養成研修 7地域
機関誌「いずみ」年2回発行	／	指導誌「療育ハンドブック」発行
「障害のある人たちの住まい・暮らしの場について調査研究」報告書発行		
さわやかレクリエーション&キャンプ		50地域
アステラス製薬(株)「フライングスター基金」		7地域

渉外関連

激変する福祉施策や多様化するニーズを踏まえ、各協議会に加盟し理事、評議員、協議員として参画し、他団体との緊密な連携・協力を推進しながら、各省庁や関係機関へ政策提言を行っています。

全国社会福祉協議会・障害関係団体連絡協議会	常任協議員、協議員
〃 障連協障害者の「所得保障」に関する研究委員会	委員
全国心身障害児福祉財団	理事
日本肢体不自由児協会	理事
特別支援教育推進連盟	理事
日本おもちゃ図書館財団	評議員

その他、賛助会員の加入促進や支援企業等とのコミュニケーションの推進、常任委員会の運営並びに諸会議を適宜開催しています。

障害者自立支援法施行以降、県肢連や地域父母の会組織においてもますます地域での活動が重要となっています。昨年度、各都道府県肢連に対して行った会活動の懸念事項や今後の活動の方向性のアンケートでも様々な悩みが寄せられました。

今後の活動と組織の活性化に向けた若い父母や支援者の育成には、さらなる自助努力と地域での運動の重要性が改めて問われることとなり、益々その存在意義が問われてきています。さらに地域住民や各種団体、企業等の参加を得ながら、肢体不自由児者を抱える若年層の父母の参加を積極的に求めていくことも研究課題となっています。

そのためには「地域自立支援協議会」への参画と個別支援会議を活用しながら各都道府県肢連が会員や障害者のニーズを集約し、障害児施設・医療機関・地域行政・養護学校・PTA等とも横断的かつ密接な連携を継続しながら父母の会への理解を求めることも重要であり、今後の地域活動の基本として捉えるとともに父母の会の活性化を図ることを目指してまいりたいと思います。

全肢連といたしましても衛藤晟一顧問の指導を仰ぎながら、国・自治体の動きを的確につかむとともに地域の実情を把握し、各専門委員会の充実を図り次代に続く中・長期的な目標と活動指針を掲げ、盤石な事務局体制を整え自主性・自律性をもって業務を遂行してまいりたいと思います。

さらに新規事業の開発研究による事業部活動を模索しながら安定した財政基盤の確立を目指すとともに、公益法人改革に伴う「公益社団法人」認定を目指し、法人運営を積極的かつ効果的に進めてまいりたいと思います。



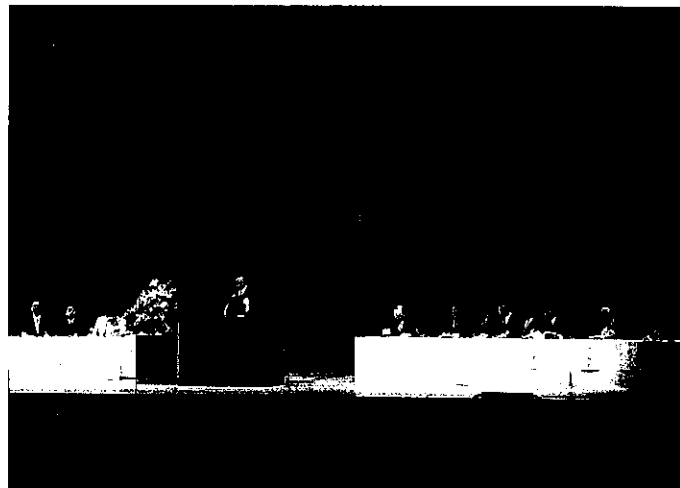
大会式典 基調報告

各都道府県肢連並びに会員、関係者の皆様の一層の御支援と御協力をお願いし、平成18年度の活動報告をもって基調報告に替えさせていただきます。

なお、本大会には遠く海外から、全肢連と姉妹関係にあります韓国脳性麻痺福祉会と中国残疾人联合会より多くの友人が参加されていますことを御報告申し上げます。



開会式 舞台左手



開会式 舞台中央



開会式 舞台右手

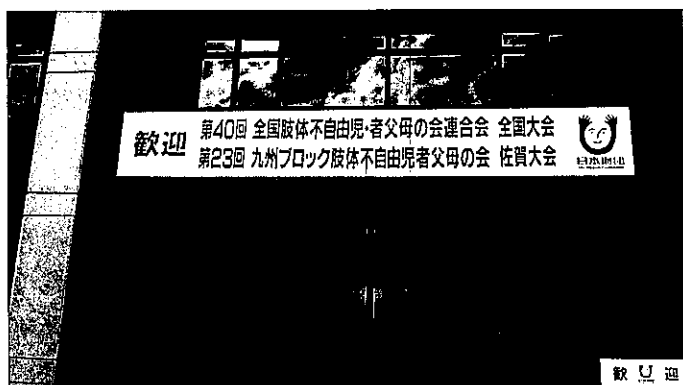


閉式のことば

社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会
副会長 田中幸夫

皆様には長時間にわたりご協力を賜りまことにありがとうございます。

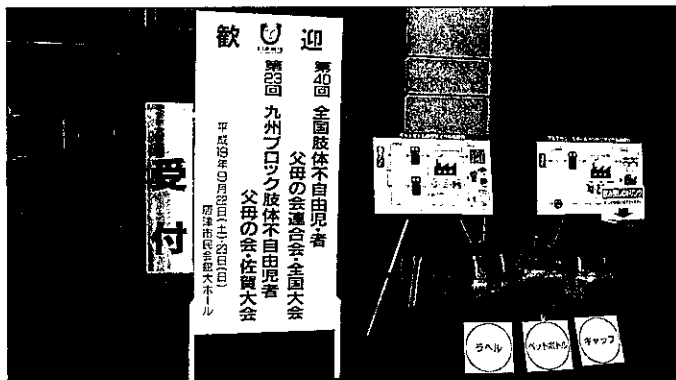
以上を持ちまして大会式典を終わらせていただきます。



玄関看板（横）



会場正面



玄関看板（縦）

テーマ



「福祉・保健の今後の方向性」

講師 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課長 蒲原 基道

改めまして、御紹介いただきました蒲原と申します。私の名前は佐賀だと普通に「カモハラ」と呼んでもらえるのですが、全国の色々なところに行きますと「カンバラ」ですとか「カマバラサン」ですとまだ良いのですが、「カンバラサン」と呼ばれることが多くて、名刺にも私は「カモハラ」ですと振り仮名をふっている。

ここでは普通に蒲原と読んでもらえるのでうれしく思っています。私が厚生労働省（当時は厚生省）に入ったのが今から約25年前でありましたが医療の話だとか年金の話だとかやりましたけれども、最近の子供の関りの仕事を少しやっていました。少子化対策あるいは次世代育成支援の話をつくつかりましたがその中で、例えば親ごさんが自分たちで自分たちの地域をよくしようということではいろんな取り組みをいろんなところでされているということを見聞きいたしまして、自分たちの地域をよくしようという動きを支える行政というものがすごく大事なと実感いたしました。本日は障害をお持ちのお子さん方を抱える親ごさんたちの会合ということでこれまでも話が出ていましたけれども、それぞれの地域でいろいろな取り組みをされていると思うのですが、そうした取り組みを市町村、都道府県、国がうまく支えるような関係をこれからつくっていくし、ますますそれを深めていきたいなと感じています。とりわけ第一線の市町村のところで、皆さんの活動とふれあいあるいは交流ができてよい形で発展していくことが大事かなと思っております。本日の話ですが、レジュメが資料の19ページからございますけれども、これに沿って少し私の話にお付き合いをお願いしたいと思います。

今日、最初に与えられた話が障害を含めて、幅広く福祉、あるいは社会保障全体についての話題。とお願いされました。最初に少し福祉関係全般の話をしたと思っています。例えば、福祉全体で昔は措置という大きな仕組みがありましたけれども、それがどうしてこういう契約に移っていったのかこれは利用者の方々のためなのですが、その辺の話をもっとしたいと思っています。もうひとつが、先ほど何人かの方がおっしゃられましたけれども、いま福祉の現場で人の確保というものが難しくなっています。

障害のある方々や、高齢者の方々に良いサービスを出そうとすると、そのための人材が大事なのです。その人材を確保しようにも例えばせっかく職員を雇ってもすぐに辞めてしまう。あるいは、募集を出してもなかなか来ない。とかそのようになっていまして、やはり良い人材を確保するためにこんなことを考えていますということをお話したいと思います。また、障害者政策に入る前に子供の話をしたと思います。子供の話ですが昔で言えば、もちろん障害児の話はずっといろんな政策があるのだと思うのですが、そうではないところ、例えば保育対策というものが割と中心だったのですが、今は保育対策だけでなく幅広く子供と家庭を支えるということが非常に大切になってきていて、しかも子供と家庭を支えるという文脈の中でやはり障害のあるお子様も一緒になって支えていくということがこれから大事なのではないかと考えています。そうした意味で少し、少子化対策、子育て支援、あるいは次世代育成支援という話をしたいと思います。その後、障害者支援につ



いて自立支援法の考え方を復習した後、いくつか地域で面白い事例もありますので、そうした話をしながらこれから皆様が地域でいろんな活動をするときあるいは地域でいろんなサービスを選択するときの一助になればと思っています。

(社会保障給付費の推移)…………… 40頁

我々はよく社会保障にはものすごくお金がかかっているといいます。直近でいいますと、80兆から90兆のお金がかかっています。80兆といわれても皆さんびんとこないと思うのですが、一人当たりに直しますと大体年間70万円が社会保障としていろんな給付がなされていると。ただ、大体直感で判るでしょうが、大体お年寄りの方々に対しまして、年金だとか、医療給付等が非常に多い形になっていまして、年齢によってそうとう差があるという形になっています。この水色が年金、次が医療、次が福祉となっています(40頁)。私が厚生省に入ったのが今から約25年前でありましたが、1980年頃を見ますと、社会保障が約25兆でしたが、それが今や90兆と非常に大きく伸びています。とりわけ色の分布を見ると、年金のところ急が伸びています。次に医療が伸びて、福祉(黄色)がずっと横ばい状態で、最近増えている状態です。この意味で言いますと、高齢化が進みお年寄りが増えているという状況でありますけれども、いわゆる福祉に投入されている部分の伸びが少ないということがひとついえるのではないかと思います。ようやくここ10年くらい福祉のところちょっと増えてきています。これは福祉の中でも高齢者。判りやすく言えば介護保険。お年寄りに対するサービス、お年寄りに対する給付が増えてきているので、少しずつ黄色が増えてきている。しかし、それを除く部分、例えば子供の部分、障害者の部分がまだ残念ながら横ばいの状態であるというのが今の全体の実態です。私はたまたま、今は障害ですし、直前まで子供の仕事をやっていましたが、もう少し子供の分野、障害者の分野への投入を割合として絶対額として増やしていくことが大事であると思っています。

そういった意味では省内でその分野について頑張っていきたいと思っています。

(福祉・介護のパラダイムの転換)…………… 40頁

そこで福祉の分野の中で、障害や、子供の分野に入る前に、福祉・介護全体でどう動いてきたのかということを考えてみたいと思います。いくつかキーワードが並んでますけど、皆さんは当事者、当事者の親としての立場から考えていってほしいと思うのですが、福祉の対象は昔は貧しい人に限定されていました。しかしよく考えてみると福祉的ニーズは決してそういう人たちだけではない。幅広くいろんな人が対象になるでしょう。そういった意味では低所得者に限定するのではなく全ての人を対象にする方にだんだん変わってきている。昔でいえば、ホームヘルパーというものもかなり所得制限がきつくと、限られた人しか受けられなかった。今は介護保険になっていますし、幅広くみんな対象である。と変わってきている。そういった意味では福祉一般が一握りの人だけでなく全ての人を対象にするように変わってきています。今後もそういうことだと思っています。どうやって利用するかという利用方式が措置から契約のところでございます。昔は行政がその人のニーズを把握して、行政が指定する形で提供するのが基本で、サービスを受ける人は、行政の指定したところに出かけてサービスを受けていたが、契約という方向に変わってきました。サービスを供給する人と利用する人が、どのサービスが良いかをよく考えて選択して、自分でそれを選んでつかってゆくという方向に変わってきています。これは何がいかと。やはり利用する側がいろんなことをベースにしながら、より良いものを選んでゆく。その結果サービスとしても良いものが残っていきます。昔は行政が決めればよいと思っていましたが、これはやはり本来使う人が選んでいって、その結果、良いサービスだけが残っていく。という方向に向かっていっています。

こう書くときれいに見えますが、やはり前提



があると思います。利用する皆さんがこう考えたときにどこにどんなサービスがある。だとか、あのサービスはどうなっているかという情報がないといけないと思います。そのように考えると、こういうことが成り立つ大前提は、どのサービスがどうなっているかというサービスについての情報が提供されているということ。あるいはもっといいますと、評価ですね。あそこと、あそこと、あそこを基準に照らし合わせるとこういうふうな評価になっているということが利用する側にわかるということが大事だと思っています。あるいは、利用者が選択するといっても、利用する側の例えば知的障害などなかなか本人だけではできないと。そういったときは、後見という支える人をそこにもっていないといけないと。その上で自分で選択すると。そういう風になっていきたい。そういった意味で、利用者本位で選択する前提条件が、情報だとか、評価だとか後見制度だとか、そういう基盤をセットに考えていかなければならないと考えているわけです。

では、費用の負担はどうか。昔は低所得者を非常に前提にしていたわけで、かなり安い費用、あるいは無料というのが前提だったと思います。でもこれからは、幅広くいろんな人が対象になってくる。その中には所得の低い人もいるでしょうけど、所得の高い人もいます。そうなってくると、お金の取り方としては例えば一定の定率額で一定の割合をとりながらけど、能力に応じて能力の低い人には一定の配慮をするという風になってきています。

最初から無料定額ではないという風に大きく変わってきている。そうすることによって初めていろんなサービスをきちんと量的にも確保することにもつながってくるというわけです。

では、行政はどう変わってきているかと。昔は市町村と都道府県の関係で都道府県が直接やっている仕事も相当ありました。でも今は市町村に下りてきています。これは皆さんのニーズを一番良くわかるのが市町村だからということです。唐津なら唐津市。佐賀なら佐賀市。皆

さんに一番近い行政主体が皆さんのニーズをちゃんと把握して、それに応じていろんなサービスを自分で供給したり、いろんなところをお願いしてやってもらうということが良いのではないかと考えています。

もちろん都道府県はそうした市町村がちゃんとうまく機能するように指導する。あるいは専門的なことについてはアドバイスする。という役割が出てくることになるのだと思います。

あわせて最近ではいろいろな計画が作られています。障害の分野でも障害福祉計画というものも市町村でつくっていますね。これも一番身近な市町村が、どんなサービスをどのように作っていったら良いかということが一番わかるので、それを計画的に作るために事前に5カ年の計画、3カ年の計画をつくる。とこういうことをやっているのでありまして、将来の姿を見越して、計画を作ってやっていく計画行政が非常に大事になってきています。

最後にこれが大事ですが、サービスを受ける方たちがどんな暮らしをするか、どんな暮らしをしたいかを考えた上でサービスを考えることが大事だと思います。

施設だとか在宅とかありますが、できるだけ地域で暮らしたいというニーズがあればそれが実現できるようなサービスを提供していく。あるいは、なるだけ地域で働きながらやりたい。あるいは一般的な企業で就労できなくても、福祉的な就労の場で働きたいというのであればそれはきちんとサービスで支えてゆくと。

あるいは、地域の中で、フォーマルなサービスだけでなくインフォーマルなサービスも合わせて受けながら生活していくと。こういう方向になってきているわけでありまして。

高齢も、障害も、子供行政も全体的に今申し上げたように大きな方向に向かって行っているということをもまず総論としていっておきたいと思っています。

そういう大きな流れの中で、最近福祉に携わる事業者の方が、大変困っていることが、人が確保できないということなのです。



(人材確保のための措置)…………… 41頁
 福祉系のいろんな職場で働く人の確保が非常に難しくなってきたるために、いま厚生労働省では一定の福祉人材確保の指針というものを
 出して、それに基づいて政策をやっていこうと思っ
 ています。これから福祉、介護というのは非常に重要な分野ですから、そうした分野においてきちんと労働環境を良くして行って、良い人を確保しようということでもあります。

(福祉人材確保のポイント②)…………… 42頁
 福祉人材確保のポイントということでこれからやるうといっていることをここにいくつか書きました。一番何をおいても給料がそれなりに払われないとなかなか難しいと。よく福祉の現場で聞こえてくるのは、独り者のときはまあまあそこそこ生活できるのですが、結婚したり、子供を生もうとしたとき、なかなか今の給料の水準だとうまいかないんですよ。という声があります。それは働いているご当人のほうから
 もあったり、事業所をやっている経営の側からもこの給料だと人が集まりませんという話があるわけ
 です。

もちろん給料の話そのものの話は事業者の方が決めるので直接行政が介入するわけにはいきませんが、やはりその事業体における給料の適切な配分がこれから大事になっきますし、そういうところが外から見えるようにして、ちゃんと賃金のところに払われることが確保されるようにしていかなければと思っています。

その大前提はやはり報酬の問題があると思っ
 ます。介護でも障害でも、事業所に払われる報酬を引き上げていくことが行政側としてはこれから大事だと思っ
 ています。

よく、報酬引き上げのときに言われるのが、上げて下さいといわれますが、ひとつポイントはいい人材がいるところに着目して上げていくということも大事だと思っ
 ます。

例えば、資格を持った人がいれば良いサービスが提供されるでしょうし、一定の研修を受けた人がいるところでは良いサービスが受けられ

るでしょう。そういったところであれば、重点的に報酬を上げていくということを我々としてはこれから考えていきたいなど我々としては思っ
 ています。

もうひとつは、キャリアアップの仕組みと書
 いています。例えば学校を卒業して福祉の事業所に入っても、自分が5年、10年後どうなるのかというイメージがわからないと意欲が続かない
 と思うんですね。例えば、5年後には会社でい
 えば係長でしょうが、施設のなかで一定のところにあります。もう少したつと主任クラスになります。もう少したつと施設の管理的業務になります。そういうキャリアの流れみたいなものをうまく作ってあげる。あるいは事業所がそういうものを示せるようになるといったことが大事かと思っ
 ます。また、いろんな資格制度の中でもですね、一定の経験を事業所で行ったときに、資格制度の前提としてカウントしてあげる
 だとか。そういうことをやってなるだけ自分がキャリアアップしていく姿が見えるようにして
 いきたいと思っ
 ています。もうひとつは、福祉や介護のサービスに参入しようとする人が、この仕事は大事だと思っ
 てもらえるようにすることです。いろんな体験の場を福祉の事業所が設けていて、そこに学校の生徒や学生が行くよ
 うなことがあると思っ
 ます。体験学習といっ
 て。これからもそのような場をどんどん増やして
 いっ
 て福祉の仕事、介護の仕事とはこんなものだと解っ
 てもらって、解っ
 てもらった上でその中の何人かが、一部がこういう世界に入っ
 ていくようにするの
 も大事でしょうし、もうひとつは福祉の事業所が地域に開かれたものでなければ
 ならない。地域の人
 が普通にボランティアで出入りする。あるいは皆
 さんのような父母の会の方々が地域の人を巻き込んで施設や事業所に出入りする。そのような中でやはり働くとい
 うことはこんなこと
 なんだということがわかってくると、また新しく
 こんなところに参入する人も増えてくるのではない
 かと思っ
 ています。

また、潜在的に資格を持ちながら、地域に眠っ
 ている人もいます。介護福祉だとかヘル

パーの講習会を受けても、家庭に入られているとか、そういう方々もいます。そういう方々をうまく掘り出していく。それはいろんなきっかけを与えたり、先ほどのように、ボランティアということもありますけど、そういう形で現場に出てくるような仕掛けを作ることも大事だなと思っています。

厚生労働省としては、福祉・介護系の人材をどう確保するのかということは都道府県、市町村と連携をとりながらやっていきたいと思っています。

介護全体に触れた後、少し子供の話をしたいと思います。

(子育ての孤立化と負担感の増大)…………… 42頁
突然子育ての孤立化と出てきましたが、私は、5,6年前に少子化問題対策を担当する部局にいました。そこに来るまで厚生労働省で子供の行政を見ていたのですが、障害児のところは障害児でひとつ筋が通っていたのですが、それ以外ではどうも保育所における措置というものがあるのですが、保育所以外は見えないなというのが率直な感想だったのです。

たぶんですが、これは家庭だとか地域のあり方と関係しているのだと思います。

家庭の規模が昔はそれなりに大きく、家族の中でいろんな機能があって子供を育てる機能があったのだと思います。地域でも、井戸端会議や、地域のいろんな人が集まる場所があるので、それなりに子供が育つ場所があったのだと思います。

ところがそういう場所がなくなってきているのが現実である。そういった家庭の機能が縮小し、地域の機能が縮小している中で行政は保育所を中心にやった。そうした中で、子育てだとか家族が非常に孤立化して家族が不安感だとか、負担感を持っている。

社会全体が妊娠だとか育児に無関心だとか冷たいと思っている人が結構いたり、非常に孤立感を持っている人が非常にいると。あるいは子供のことを相談できる人がいるという人もそん

なっていない。4人に1人はそういう人がいるというデータが出ているわけですね。これからその当時思ったことは子育て支援や次世代育成といったときに、両親が働いているご家庭だけの政策でなく、全ての子供、全ての家庭を見るということが大事だなということで、今そういう方向に動いています。

負担感、孤立感のところ、面白いことに保育所に預けていらっしゃるご家庭と、いわゆる専業主婦の家庭に聞いたところ、だいたい専業主婦のほうが大きく出ますね。要するに両方働いているところは職場というものもあって、確かに時間的には厳しいし、肉体的にきついところもあると思いますが、専業主婦家庭には、逆に負担感、不安感が非常に多いと。そういうところからこれからはこのようなどころもターゲットに入れた行政をやっていかなければならないのではないかと考えています。

私はこのポストの直前に文部科学省に出向しておりました。昔はこのような各省の交流は少なかったのですが、内示をもらって文部科学省に行ったところ、幼稚園の担当課長をしろといわれ2年間幼稚園の担当課長をやっていました。当時、幼保一元化という言葉があり、厚生省の保育所担当課長に文科省の人が来て私が文科省にいったところ、幼稚園の担当課長をしろといわれ2年間幼稚園をやっていました。もともと子供の仕事をやっていたから両方見ながらやっていたのですが、保育所はだいたい0歳から対象になっていますけれど、共働き家庭の0歳から5歳まで、幼稚園は3歳から5歳まで専業主婦家庭を中心に抜けているところがあり、抜けているところはどこかと申しますと、0から2歳の子供をもつ専業主婦家庭のところ。ここのところが行政の対象から抜けていました。これは、昔なら地域にいろいろなコミュニティーがあったので、そういうところで助け合って親も育つし、子供もいろんな人と触れ合っていると、でも地域がなくなり家庭機能が小さくなってくると、この0歳から2歳までの親子のところ空白地帯になっていました。そこのところの不安感がこういうと



ころに出てきているということです。いろいろな統計を見ていると、この0から2歳の保育所へ行っているお子様って平均すると2割から3割です。実は、7割から8割が家庭や地域に残されている。やはり、全ての親、全ての子を対象としたときそこをターゲットにしなければならぬということです。

ここ10年の間、地域にいろいろなNPOができてきていますが、いまの0～2のお子様を支援するNPOがたくさんできてきています。これは、大体自分が経験して地域に友達がいないという経験をした親同士が集まって、自分たちでそういう親子が集まる、集える場所作りをしよう。ということでフリースペース、たまり場作りをやっているNPOがたくさんできてきています。自分たちが子育てのときに非常に苦労しちゃって、この苦労を次の世代に味あわせないように自分でやれることはやろうというふう考えたわけです。

そのうちのひとつが、東京・横浜にNPO法人「びーのびーの」というものがございまして、そこがわりとひとつ典型的な親子の集い事業というものをNPO法人の事業でやり始めて、商店街の一角に部屋を借りて自由に親子が来やすいよと。親子も実は横浜の街中で結構会費制でお金を取るのですが、それでも親子が集まってくる。それくらい地域にニーズがあったということなのです。そこでNPOでやっていますと親同士がここに来てほっとします。こういう場がほしかったです。という声があり、その中でお互い話し合っていく中で親が親として育っていったエンパワーメント力がついていくということが行われている。

先輩親御さんは新しく来た人のサポートに回るようになってきているという傾向が出てきている。という話がありました。なぜ「びーのびーの」の話をしたかということ、いくつかポイントがここにあります。福祉を考える中で、ひとつは行政の対象でない0～2の親子といったところについて、本当は行政がニーズに気がつかなければいけないのですが、気がつく前に地

域で必要に応じてそういうものが出てきているということです。そういうNPOの動きで地域のニーズがわかっているということがひとつあります。もうひとつはやはり、こういうNPOと行政とのコラボレーションですね。これはおそらく古川知事も大好きな分野だと思いますが、NPOと行政のコラボレーションもこれから重要なキーワードだと思います。

私もこの横浜のNPOと知り合いましたが、そうすると子育てにもいろいろなネットワークがあつていろいろな動きが地域にできてきているのがわかり、実はいろいろなところで行われているということがわかり、それを前提に厚生労働省では「集いの広場事業」という事業を立ち上げてそれが国の国庫補助事業になり、今は地方で自由にやれる事業になっていますけれど、そういうことでひとつ施策化されたことであります。これもやはりNPOと行政が、対話していくなかで事業ができたということでコラボレーションのひとつの事例だと思っています。そういった意味で行政マンは常に地域に目を向けて、地域でなにが起きているのか。あるいは地域に溶け込んでいって地域の人と交流して、これをどうやったらシステムになるのかなど考えるように僕は市町村だとか県の職員にそういう風にやっていこうとお願いしますし、おそらく佐賀県の場合は知事のリーダーシップもあると思いますからもうそんなふうになっていると思います。逆に言うと今日は障害をもつ子供さんがたの親御さんがたですが、皆さんがいろんなことで自分たちの手で地域を変えようというふうに来てきていると思うのですが、やはり行政とつながることにより発展的にできるということではないかと思っています。

(少子化対策の政策的な枠組み)…………… 43頁

少子化対策全体を国でいろんなプランを作っているということでありまして、その中で一番下に、直近は子供と家族を応援する日本重点戦略というものがあつて、これでこれからの基本的なプランが示されていきます。



〔子どもと家族を応援する日本〕重点戦略の策定)…………… 43頁

とりわけここに書いてある下のほうになります。これからの子供と家族について、基本的には全ての子供、全ての家族を大切にしていこうと。結婚をしたいができない。子供を生みたいが躊躇するという若い家族をきちんと支えていこうと。さらにはこの社会に生まれてきた子供を全てきちっとフォローしていこうと。あるいは全ての子供、家族を支えていこうということが基本的な方向として出てきています。そうした中で、従来型の保育所があれば、新しい0～2の親子を対象としたところがあれば、いろんなこと全ての子供、全ての親をみていこうというふうに変わってきています。

〔経済財政改革の基本方針2007〕に盛り込まれた少子化対策の推進（重点戦略の策定）の基本的な考え方)…………… 44頁

毎年、新聞に6月頃に骨太方針という言葉たまに見かける方もいらっしゃると思います。

毎年一定の政策の方針を決めるものがあります。基本方針2007とありますが、この中で見ると、これまで申し上げました全ての子供、全ての家族を支えるという趣旨が入っていますが、ひとつワーク・ライフ・バランスというちょっと聞きなれない言葉が入っています。これは先ほどちょっといいましたが、最近、家族と地域の機能が薄まっているという話をしました。よく考えてみるとこれは、働き方に関係あるのではないかと思います。実は、働き方の話でよく、女性が仕事と子育てを両立するという文脈で仕事と子育てということが出できましたが、もう少し幅広く考えますと、仕事と子育てでなく仕事と生活ではないかというふうに今、議論が出てきています。仕事と生活、生活の中には家庭の生活もあれば、地域でのボランティアみたいな生活もあります。

これからは働くことと、家庭とか地域の生活のバランスをとるとかそういう働き方ができて初めて家庭とか地域に時間が回せるということ

です。

1日は24時間しかないわけですから、8時間寝て、ほかの10何時間働くとかほかに回す時間がありませんから、寝る時間を除いていかに仕事と家庭と地域生活。例えばボランティアができるかといったことが今話題になってきています。

（ワークバランスと福祉）…………… 44頁

これを図にするとこうなりますが、子供の暮らしを支えるときに、幼稚園、保育園、学校といった公的サービスがあります。ただやはり家族が大事です、さらに地域のいろんな人とかかわりが大事です。そういうことで考えてみると、この3つを支えるには、今度は個人が時間配分をできなければならない。これからはやはり企業のいろんな協力を受けながら、働きやすいあるいは仕事と生活の両立をしやすい働き方を。とこういったことを実現することが結果的に子供の育ちには良いと思っています。

実はここは子供を代表にとっていますが、この中には当然ですが、障害を持つ子供も入ります。さらには子供を支えるご家庭もこういう構図の中で見ていけると考えています。

先ほどいった少子化対策・次世代育成対策の中でポイントですが、ずっと私の話の中では全ての子供、全ての家庭、といていきましたが、直近の骨太方針では児童虐待や障害などそういった困難な状況にあるお子様と家族への支援ということで少子化対策・次世代育成対策の中でも障害を持つお子様とそこご家族もきちんと入るようになっていきます。

したがって我々は障害保健福祉部という立場でみると、障害児、障害者、その家族という切り口でみるのですが、でもやはり子供の育ちという観点で障害あるなしに関わらず子供の育ちということで両方見る。これからはそういう次世代育成対策の位置づけもきちんとやったうえで障害児に対するいろいろなサービスを考えてゆきたいなと思っているわけです。



(支援制度の課題)……………45頁

障害の話は皆さんご存知だと思いますので、いくつか事例を紹介したいと思います。

支援費制度ができて、自立支援法に変わってきています。一言で言うと、支援費制度のときに入ったことは始めの介護・福祉のところで申しましたが、措置でなく契約で選ぶといったところがひとつ大きな流れに沿ったところに入ったと思います。ただそのときに今思えば十分ではなかったのが2つあると私は思っています。ひとつはサービス量がこれから増えていく中で格差を生じないでちゃんとサービスが増えていくのかという議論が必ずしも十分ではなかったと。だからこそその後、いろんなサービスがサービスのニーズは増えていったけれども財政的にうまくそれを賄えないという事態が生じました。もうひとつが障害のある人の暮らしぶりをどう考えるかといった議論が必ずしも十分ではなかったと。逆にいうと、障害を抱える人の暮らしを支えるサービスはどのような性格のものとして考えるかが十分ではなかったと思います。

サービス量そのものとどういサービスが必要かといった二つの点です。とりわけ後者で言うことです。

(障害のある人が普通に暮らせる地域づくり)

……………45頁

これはよく厚労省が使う資料ですけど、障害者の暮らしといったときに、昔はどちらかというと施設の中というのが中心でしたが、これからはそうではないと。施設の重要性を認めながら、でも、できるだけ地域の中でいきいきと暮らすと。それでは地域の中で生き生きと暮らすためには何が必要かというと例えばグループホーム・ホームケアが必要でしょう。とりわけ身体系の方々についてはケアホームはないのでこれからの課題になりますが、皆さんも地域で暮らすためのサービスが必要ですよ。そういうふうになっています。

地域生活に加えてもうひとつが働くという視点です。ここでは一番左に就労と一般企業への

就労とラインが引いてありますけれども。あるいは一般企業で就労ができなくても福祉的な就労の場で一定の働き方をやってそのうえで次のステップである一般就業へとつなげていくこともあると思います。そのためにどのようなサービスをしようかと。じゃあ一般企業への就労を支える新しいサービスをしようかと。1年か2年と期限を区切って就労移行を促進するサービスを作ろうということが今回の自立支援法です。どういう暮らしが必要だということとそれに対するサービスで何が必要かという観点で新しいサービスを作ったということでございます。

(「障害者自立支援法」のポイント)……………46頁

そういう観点でこれをみますと、自立支援法のことがもう一回わかると思うのですが、上から二番目のところに利用者本位のサービス体系という言葉があると思いますが、利用者が地域に暮らしたいのであれば地域で暮らせるためのグループホーム・ケアホームを作りましたと。グループホームはありましたが、ケアホームという介助付きのものを作りましたと。一般就労に移行したいという方がいらっしゃれば一般就労に移行するための2年間という一定の期間を作った就労移行支援事業という事業を作りました。

さらには、サービス全体のファイナンスをうまくするために安定的な財源を確保するといったことで、国としての費用負担を必ず負担しなければならないという形で義務的な経費として位置づけたと。昔は経費が予算で決めた範囲でしか使えない経費でした。ホームヘルパーのお金も、ホームヘルプの利用が膨らんでいっても国の費用負担も予算で決めた範囲でしかない。そうすると我々が省内の部局に余っていないですかとお願いに行って集めたり、大蔵省に追加くださいと頭を下げてようやく集めてもそれでも足りないというのが支援費の状況だったのですが、今回の自立支援法によって国の費用負担というのが必ず負担しなければならない経費となりました。したがって足りなくなれば胸を



はって財務省に足りませんよ。とこういえるようになったわけです。その分それとのかねあい
で利用者の方々にも一定の範囲で一定の配慮を
したうえで、負担をお願いしています。

(自立支援法の円滑な運営のための改善策につ
いて)..... 46頁、47頁

自立支援法についてはいろんな議論がありま
して、特別対策を講じたわけです。1,200億円。
ただ、これで十分かどうかの議論を先ほどいろ
んなお話がありました。がやっていかなければな
らないと思っています。

(障害者福祉関係予算と利用者負担の状況)

.....47頁

自立支援法が施行されてどうなったか。よく
テレビだけ見ていると一部のテレビでは費用負
担が増えて非常に困ったという事例が出るこ
とがありますが、一方で法の理念に沿った動き
というものも出てきています。その辺を少しご
紹介したいと思います。ひとつは国の予算です。
先ほど国の予算の性格が変わって必ず負担する
経費になりました。その意味では財政的に非
常に良い制度になっているのですが。では額は
どうなのか。額も増えていまして、だいたい毎
年一割くらい増えているというのがひとつのポ
イントだと思います。

もうひとつ利用者負担が、定率一割負担大変
だということがありますが、実はいろんな軽減
措置があるし、この間の特別対策でも軽減され
たところがあるわけで、実は利用者負担は原則
一割負担といわれますが、実際は4~5%とい
うのが平均です。4~5%も所得の低い人はも
うちょっと低くなっていますので何かこう一割
ということと実態は大分違ってきているとい
うのがいえると思います。

(障害福祉サービスの状況について (1))

.....48頁

自立支援法ができたときの目的で自立支援法
の背景としてサービス量が増えるということと

障害者の暮らしを踏まえたサービスの内容と二
つ申し上げましたが、一点目のサービス量は増
えているのかということのみてみました。サー
ビスの利用者の数が一割弱増えているというこ
とで、わかりやすくいえば、ある場所で100人が
サービスを受けていたとするとこの自立支援法
後で10人が新しくサービスを受けるようになって
きたということではやはりその分サービス量が
きちんと広がっているということでございます。

そうした中でいくつか事例を紹介します。

(地域における有効な取組事例 (1)).....49頁

自立支援法が施行されているいろんな事例が出
てきていますが、例えば真ん中の東京都世田谷
の知的障害者の通所授産施設の事例です。いま、
働くといったことへの希望が非常にあるわけ
ですが、ここではまさに就労移行支援事業を作る
モデルとなったようなところがあります。2年
間という期間をきちんと決めておいて、その間
にいろんな訓練をやってしかも年度の後半はだ
いたい企業に出かけて行って実習を受けていま
す。そんな中でだいたい2年間たったら原則一
般企業に就労するというところで実態としても9
割以上が一般企業に入っていると。私も見に行
きましたが、確かに印刷だとかクリーニングだ
とかという場をつかって訓練していますが、そ
の技術というよりも仕事の中でコミュニケーション
のやり方、報告、連絡、役割分担の認識
というものをよく勉強している。しかもそれを
外の企業に出かけて行って身に着けていって
いるということでこのように高い成果が上がっ
ていっています。その意味で、これからはいろ
んな事業所があると思います。事業所によっ
ては建物の中でいろんな作業をするだけとい
うところもあると思いますが、外の事業所に
実習にいくとか、あるいはその訓練自体が
いろんな人の目に見える場所でやっている。そ
ういうことでスキルが上がっていると思うわけ
であります。最近、就業した後の定着心が
大事だといわれます。ここも定着率が高くな
っています。そのポイントを聞きに行くと就
業した後いろんな不安



があるわけですが、その不安は仕事上の不安もありますが、仕事に関連した生活の不安もあるわけです。その不安を相談支援でフォローしていくのが大事だと思います。よくやられているのが、就労支援をおえて、一般企業に行っても定期的に同窓会で集まってお互い同級生同士がお互い話し合う中でストレスも解消されるし、そこに福祉の訓練の先生が来ていろんなアドバイスをすることでいろんな悩みも解消されて就労の継続ができるということだと思います。そういう意味ではこれから送り出した後のフォローが大事だと思います。

地域移行の生活で長野県の例ですが、長野県西駒郷に400人くらいの知的障害者が入っている施設があります。そこがここ何年かの中に、大体半分を地域のグループホームに送り出しています。ただ、結果的にそうになりましたが、その過程はそう簡単ではなかったと。

これはお子さんが自分は地域生活できないと思っている場合もありますし、親御さんもなかなかできないよと最初はうまく進まなかったそうです。ただやはりこつこつ丁寧な説明で、実際生活することができると、あの人ができるんだったら自分もできるのかなと思ったり、あるいは親御さんもあのお子さんが地域生活できてあの保護者がこんなことを言っているのなら、自分の子供もできるかなとか当事者同士の経験に基づく情報提供というもの非常に力がある。そういった経験を聞く中で次から次に出て行っているということになります。丁寧な本人に対する説明、保護者に対する説明が大事だし、その移行の過程でもいっぺんに行うのではなく、例えば一週間、二週間少し地域の生活を体験して戻ってきて慣れたら本格的に移行するとか、そのような段階的な移行が非常に大事だといわれております。

(地域における有効な取組事例(2))……49頁

工賃の倍増、工賃水準が上がったという例です。

要は、これから働くという福祉的就労の場でも

も作業のやり方を変えたり、ちょっとした機械業務を入れたり、販売のときもスーパーと提携するとかあるいは企業OBにアドバイスに来てもらうことで工賃水準を上げていくことが可能であると。

厚生労働省の施策でも工賃を5年間かけて倍増しようということを打ち出しています。

各県で工賃倍増の5カ年計画を策定中であり、これによっていろんなアドバイスを受けたり、企業OBや地域の人に入ってもらって作業の工程を改善したり、あるいは共同の仕入れをやったり共同の販売をやったりいろんな工夫をすることによってこれから工賃をあげていきたいと思っています。工賃倍増については政府全体の成長力底上げ戦略という大きな戦略の中に入っているのが今非常に風が吹いています。地元の産業界、商工会議所、中小企業同友会などいろんなところを巻き込んで福祉事業所が福祉的就労の場が活性化するように我々はやって行きたいし、皆さんも活性化しているところを選択されて、そこがより選ばれるような形になればよいと思います。

(規制緩和による地域の資源の活用例)……50頁

自立支援法ではいくつか規制緩和をして面白い取り組みができるようにしています。

東京のある商店街の事例であります、元々居酒屋の昼間の時間を活用する事例です。

昼間の時間空いているのでそこで仕込みをやって、おいしいパンとおいしいスープを作ってケータリング方式でしかも中古のキャンピングカーを改造したもので地域に売ってまわるといふ事例であります。

実は自立支援法前まではここは法人格がないままでやっていましたので、昔はやはり社会福祉法人でないといふような事業が認められなかったと。したがって法定内の事業所にならなかったのですが、自立支援法後ではNPO法人でもいいよということになったので、NPO法人格をとることによって法定施設になる可能性が出てきたというようになってきました。もうひと



つ、昔は建物の中でやることを前提としていたので何平米ないといけないとかかなり厳しく基準を決めていました。今回それを撤廃しましたので、例えばこういうちょっとした場所を借りて、キャンピングカーでまわるという方式でも法定内の事業として認められるということになったのであります。良いと思うところは、地域の資源をうまく組み合わせるということだと思います。

居酒屋の昼間は空いているし水周りのスペースもあり、調理するには良い場所だと思います。古いキャンピングカーも改造すれば資源として活用できると。

最近では地域の金融機関と提携し、その金融機関の支店の駐車場を使って良いよとケータリングでキャンピングカーで回ろうとすると、道路に止めてしまうと警察の許可等いろいろな手続きが必要なのですが、企業のそういう場所を貸してくれるのならそれはそれで非常に助かると、今は企業も社会的責任といってですね、地域にどう貢献するのが求められているので、企業側のニーズにもうまくマッチしているわけです。

さらには味が良くないとお客さんに続けて来てもらえないがどう対処しているのかと聞いたら、銀座に知り合いがいて、料理人の人に味付けの講習に来てもらったりして、非常にいい味を出しているということでした。

これはうまくできた事例なのかもしれませんが、結局、地域にあるいろんなニーズをコーディネートして作り上げると。キャンピングカー、駐車場、居酒屋、銀座のお店といった要素をコーディネートする力が事業所には求められてくるし、そういう力を皆さんが見抜くようにしていくのが大事かと思っています。

先ほど施設の中で作業するとなかなか能力が上がらないけれど、外で見える形でやるという話をしました。障害のある方が集まるとまず地域の商店街に買い物に行くそうです。買い物に行く姿をまずみんなが見ることができるし、さらにいうと販売行為も地域でやっているという形で、そういう外と接する形で自分の能

力が上がっていくということも非常に良い事例だと思います。

(就労支援と地域生活支援等についての一層の取り組み)…………… 51頁

自立支援法が行われその理念と施行状況といくつかの事例について申し上げました。これからこの自立支援法の理念は間違いなく良い方向なので、その理念にそってどう現実を作っていくか。また、現状を作っていくときに制度的に変えるべきところがあれば、我々としては変えて行きたいなと思っています。あとのシンポジウムで触れますが、例えば相談支援ですね。相談支援は非常に大切です。相談支援があって初めて利用者がサービスに届くと。ただ相談支援に関してはまだまだ自立支援協議会の設置状況が県レベルでは半分くらい。市町村レベルで半分ということでもまだまだ十分でないのをちゃんと動くような自立支援協議会を作ってゆきたいと思っています。また、就労支援についても先ほど言った工賃倍増計画、あるいは一般就労への移行を丁寧に進めて行きたいと思っています。地域で暮らすために今あるグループホーム・ケアホームのレベルがもう少し上がるようにするという。また、身体障害者の暮らしについてもどう考えるかということも今後の課題であるというふうに思っています。この後の資料はいくつか細かいところがありますので、シンポジウムで述べたいと思います。限られた時間ではありましたが、福祉全般論のあり方と、少し子供の話をベースにして地域、家庭、NPO、働き方といった福祉全般にかかわるような話ができたとと思います。障害中心にこれから福祉分野は丁寧に頑張っていかなければならない分野だと思います。今日のシンポジウムも含めて皆さんの声を聞いてより良いものにしていきたいと思っています。この後の時間に現場の声を話していただきたいと思っています。以上、私の報告は終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。



これからの社会保障と福祉 —障害者福祉を中心に—

平成19年9月22日

厚生労働省
社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課課長 蒲原 基道

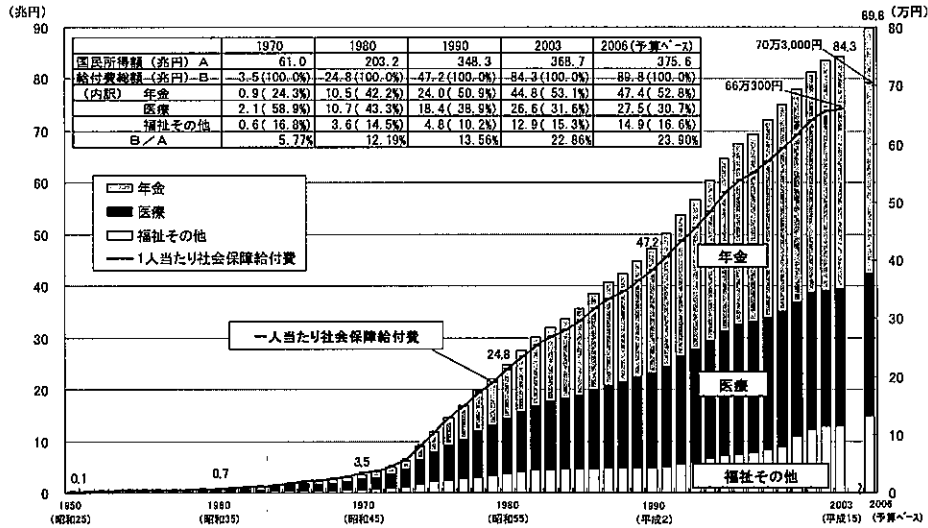
目 次

I 社会保障制度と福祉	3
II 少子化対策、次世代育成対策	6
III 障害者施策	
(1) 障害者自立支援法制定の背景と法律の内容	11～13
(2) 障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策について	14～15
(3) 施行状況と好事例	16～23
(4) 就労支援と地域生活支援等についての一層の取り組み	24～31
(5) 今後の課題等	32～35



社会保障給付費の推移

→説明29頁



資料：国立社会保障・人口問題研究所「平成15年度社会保障給付費」、2006年度(予算ベース)は厚生労働省推計
 (注1) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990及び2003並びに2006年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。
 (注2) 2006年度の「一人当たり社会保障給付費」は、給付費総額を平成18年1月1日時点(概算値)の人口総数で除したものの。

福祉・介護のパラダイムの転換

→説明29頁

- 普遍化
 - ・ 低所得者対象 → 普遍化
- 措置から契約へ
 - ・ 選択
 - ・ 自己決定
 - ・ 利用者本位
- 費用の分担
 - ・ 無料又は低額 → 応益負担
 - ・ 自助と「皆で支え合う部分」の整理
- 市町村中心
 - ・ 市町村への一元化
 - ・ 基盤の計画的整備
- 地域で普通の暮らし
 - ・ 在宅重視
 - ・ 自立支援
 - ・ 地域福祉



人材確保のための措置

→説明31頁

○ 労働力人口の減少も見込まれる中で、福祉・介護ニーズの増大や多様化・高度化に対応していくため、福祉・介護サービス分野を、人材の確保に最も真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つと位置付け。

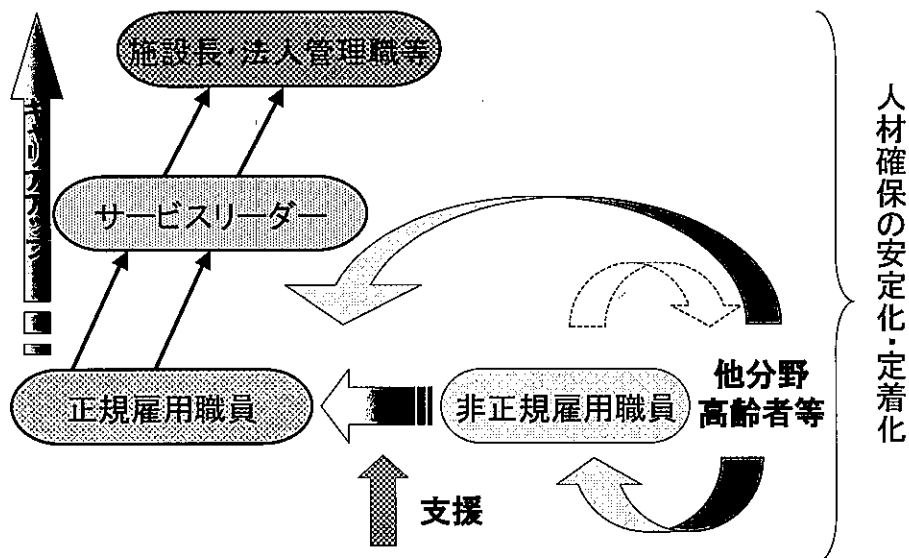
○ 指針の本来の対象である社会福祉事業のほかに、介護保険における居宅介護支援や特定施設入居者生活介護など、これと密接に関連するサービスも合わせて「福祉・介護サービス」と総称し、人材確保のための取組を共通の枠組みで整理

○ ホームヘルパーの多数を占める中高年層や就職期の若年層など、それぞれのライフスタイルに応じた働きやすい労働環境の整備

○ 従事者のキャリアアップの仕組みの構築とその社会的評価に見合う処遇の確保等のための取組が必要。

5

福祉人材確保指針のポイント(1)



6

福祉人材確保指針のポイント(2)

→説明31頁

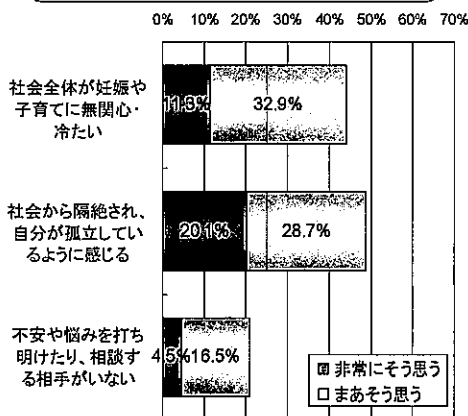
労働環境の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ キャリアと能力に見合う給与体系の構築、適切な給与水準の確保、給与水準・事業収入の分配状況等の実態を踏まえた適切な水準の介護報酬等の設定、介護報酬等における専門性の高い人材の評価の在り方検討 ○ 労働時間の短縮の推進、労働関係法規の遵守、健康管理対策等の労働環境の改善 ○ 新たな経営モデルの構築、介護技術等に関する研究・普及 等
キャリアアップの仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設長や生活相談員等の資格要件の見直し等を通じた従業者のキャリアパスの構築や研修 体系 ○ 従事者のキャリアパスに対応した研修体系の構築 ○ 経営者間のネットワークを活かした人事交流による人材育成 等
福祉・介護サービスの周知・理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育機関等によるボランティア体験の機会の提供 ○ 職場体験、マスメディアを通じた広報活動等による理解の促進 等
潜在的有資格者等の参入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在的有資格者等の実態把握／福祉人材センター等による相談体制の充実／無料職業紹介等による就業支援・定着の支援 等
多様な人材の参入・参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者への研修、障害者への就労支援等を通じた高齢者などの参入・参画の促進 等

子育ての孤立化と負担感の増大

→説明32頁

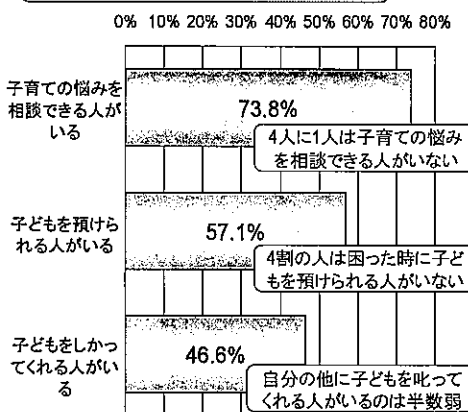
○ 地域のつながりが希薄化する中で、子育てが孤立化し、負担感や育児不安が大きくなっている。

妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識



資料：財団法人子ども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果」(2004年)

地域の中での子どもを通じたつきあい

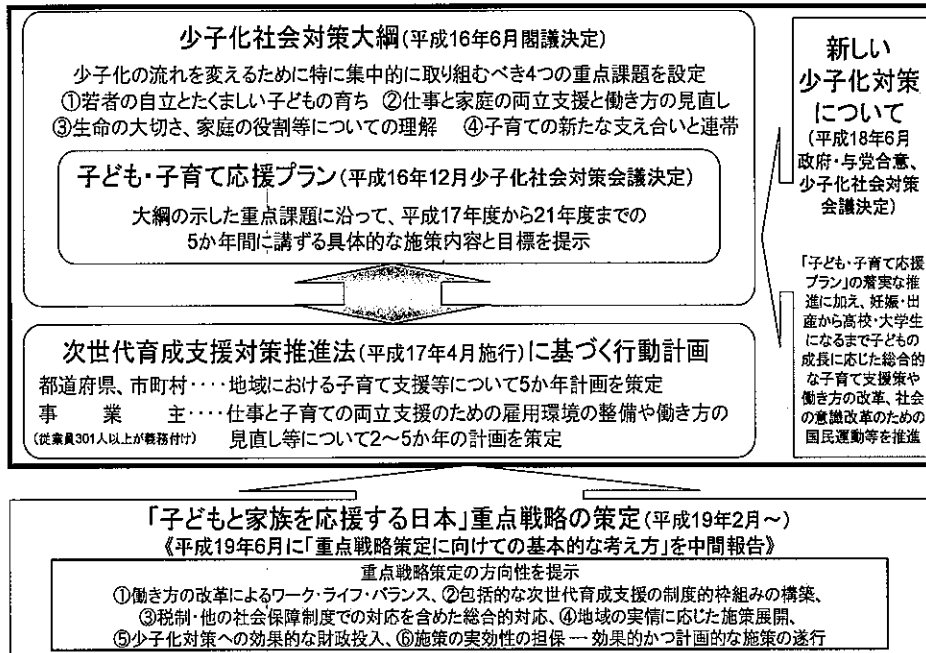


資料：NIFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託) (2003年)



少子化対策の政策的な枠組み

→説明33頁



「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定

→説明34頁

- 2005年、人口減少社会が到来し、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録
- 将来推計人口(平成18年12月推計)によると、今後、一層少子・高齢化が進むとの見通し
- 結婚、出生行動に対する国民の希望が一定程度叶えば、合計特殊出生率は1.75程度まで改善される余地

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定

○ **基本的な考え方:「すべての子ども、すべての家族を大切に」**

2030年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、本格的に少子化に対抗するため、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築・実行を図り、

- ・ 「結婚したいけどできない」という若い人、「子どもを生みたいが躊躇する」という若い家族を支え、
- ・ どのような厳しい状況に置かれていても、この社会に生まれたすべての子どもたちが希望を持って人生を歩んでいけるよう、

すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みなで支援する国民総参加の子育てに優しい社会づくりを目指す。

10



「経済財政改革の基本方針2007」に盛り込まれた 少子化対策の推進(重点戦略の策定)の基本的な考え方

→説明34頁

働き方の改革による ワーク・ライフ・バラ ンスの推進

- 今後の人口減少社会における子育て世代の就業促進等による労働力確保と、結婚や出産に関する国民の希望の実現による出生率回復の要請
- これらを同時に満たすため、「憲章」及び「行動指針」を策定し、社会全体で、ワーク・ライフ・バランスを推進

包括的な次世代 育成支援の制度的 な枠組みの構築

- 3歳未満児に対する家庭的保育(保育ママ)を含めた多様で弾力的な保育サービスの拡充、地域の子育て支援サービスの面的整備を進めるなど、多様な働き方・ライフスタイルに対応
- 育児休業から保育への円滑な移行など利用者本位の切れ目のない支援を提供できる包括的な制度的枠組みを構築
- 児童虐待や障害など困難な状況にある子どもや家族に対する支援を強化

施策の有効性の 点検・評価

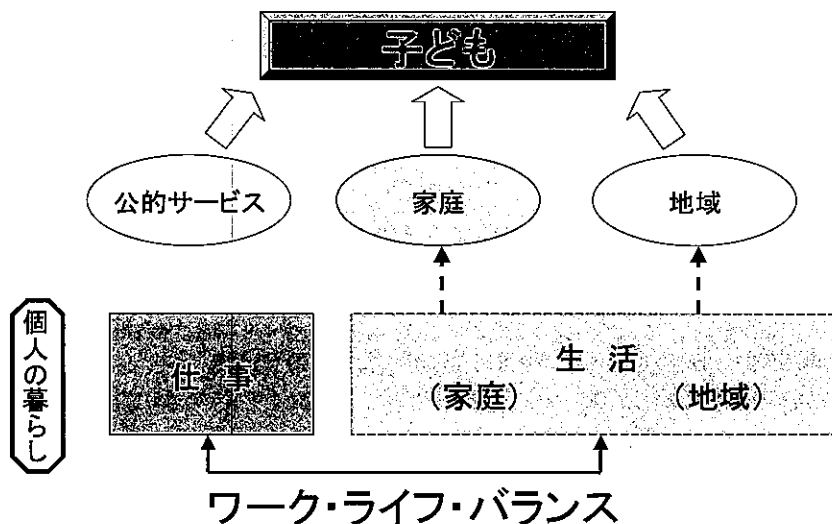
- 利用者の視点に立って施策の有効性を点検評価するための手法を開発
- 数値目標の見直しを含む「子ども・子育て応援プラン」の改定等を進め、効果的かつ計画的に施策を遂行

少子化対策の 財源の検討

- 有効な少子化対策の実施のためには、一定規模の効果的な財政投入の検討も必要、税制改革や社会保障制度改革の中で総合的に検討を進める必要
- 次世代の負担によって費用を賄うことのないよう、現時点で手当
- 個別施策の実効性や現物給付・現金給付のバランスに配慮しつつ、実効ある持続可能な家族政策のための財源規模や負担の在り方について、税制改革の議論と並行して国民的議論

ワーク・ライフ・バランス と 福祉

→説明34頁



12



支援費制度の課題

→説明35頁

支援費制度の施行（15年4月～）により新たにサービスの利用者が増え、地域生活支援が前進

しかし

- 新たな利用者の急増に伴い、サービス費用も増大。今後も利用者の増加が見込まれる中、現状のままでは制度の維持が困難。
- 大きな地域格差（全国共通の利用のルールがない、地域におけるサービス提供体制が異なる、市町村の財政力格差）
- 障害種別ごとに大きなサービス格差、制度的にも様々な不整合、精神障害者は支援費制度にすら入っていない
- 働く意欲のある障害者が必ずしも働けていない

障害者が地域で普通に暮らせるための基盤が十分整備されていない

障害者自立支援法

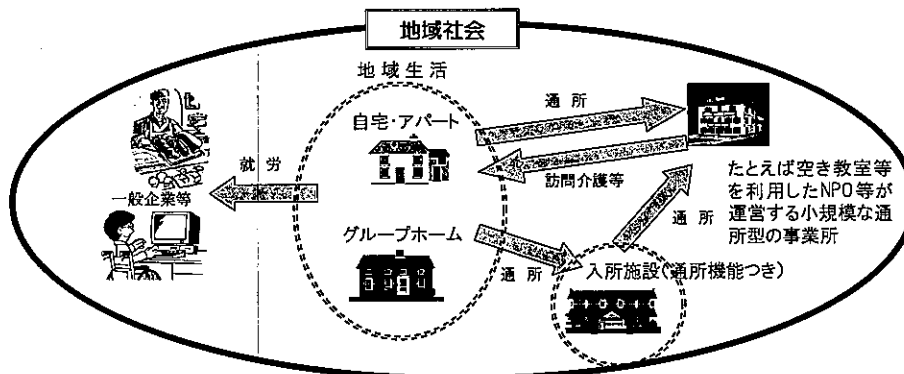
13

障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

→説明35頁

（目指す方向）

- できるだけ身近なところにサービス拠点
- NPO、空き教室、小規模作業所、民間住宅など地域の社会資源を活かす
- 施設入所者も選べる日中活動
- 重度の障害者も地域で暮らせる基盤づくり

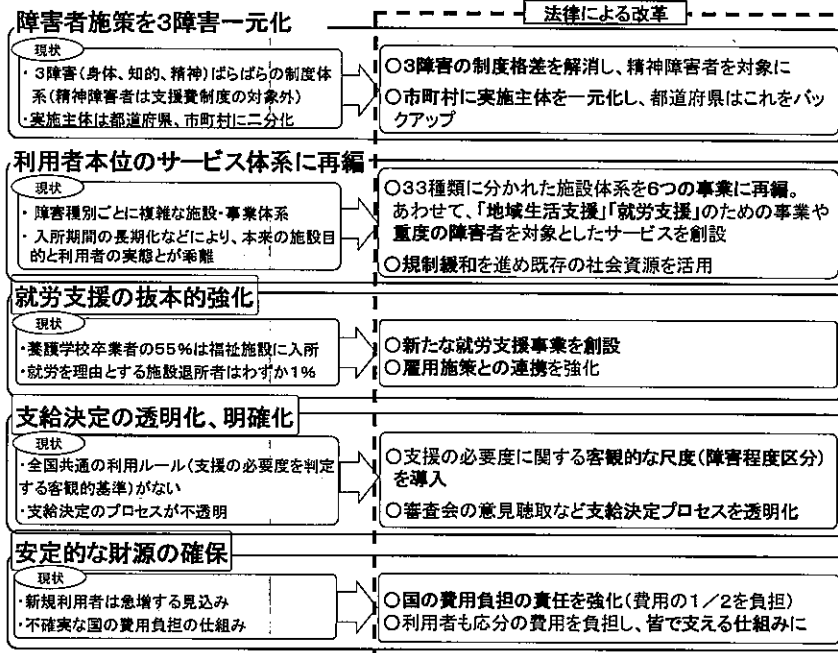


14



「障害者自立支援法」のポイント

→説明35頁



自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会へ

15

障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策について

→説明36頁

- 障害者自立支援法は、地域移行の推進や就労支援の強化など、障害者が地域で普通に暮らせる社会の構築を目指すものであり、この改革を着実に定着させていくことが必要。
 - しかしながら、本改革が抜本的なものであることから、さまざまな意見が存在。こうした意見に丁寧に対応するため、法の枠組みを守りつつ、3年後の見直しまでの措置として、以下の3つの柱からなるもう一段の改善策を講じる。
- 【改善策の規模:1,200億円(国費)】
- ① 利用者負担の更なる軽減 (19年度当初、20年度当初:計240億円)
 - ② 事業者に対する激変緩和措置 (18年度補正:300億円)
 - ③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置 (18年度補正:660億円)
- ※ ②及び③は、18年度補正で都道府県に基金を造成し、20年度まで事業を実施

16



特別対策の概要

→説明36頁

1. 利用者負担の更なる軽減

- 負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした対策を実施
 - ・通所・在宅 1割負担の上限額の引下げ(1/2 → 1/4)
軽減対象の拡大(収入ベースで概ね600万円まで)
 - ※障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施
 - ・入所 工賃控除の徹底(年間28.8万円まで全額控除)

2. 事業者に対する激変緩和措置

- 日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施
 - ・旧体系 従前額保障の引上げ(80% → 90%)
※旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創設
 - ・通所事業者 送迎サービスに対する助成

3. 新法への移行等のための緊急的な経過措置

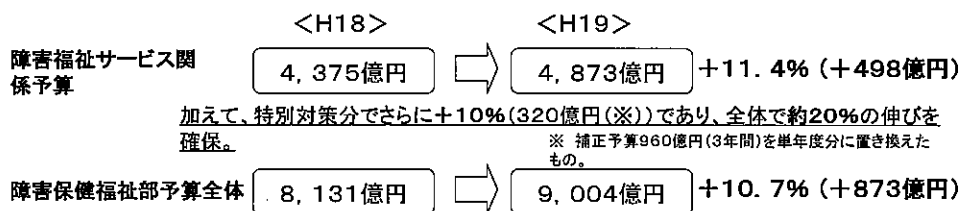
- 直ちには移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援
 - ・小規模作業所等に対する助成
 - ・移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成
 - ・制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発 等

17

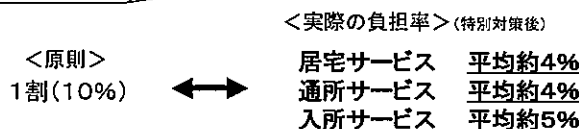
障害者福祉関係予算と利用者負担の状況

→説明36頁

1. 国の障害福祉関係予算 平成19年度障害福祉関係予算は、10%を超える伸び。



2. 利用者負担の状況 負担軽減措置により、実際の利用者負担は1割負担とはなっていない。



- ※ 所得段階に応じた負担上限により低所得者や重度障害者ほど負担率は低くなる仕組み。
- ※ 特別対策により低所得者の負担上限額が4分の1に軽減されている。



障害福祉サービスの状況について(1)

→説明36頁

利用者数の状況 ※ 6国民健康保険団体連合会のデータ

- サービス利用者数(全体)は対前年度比8.8%と着実に増加
【利用者数の伸び(対前年度比(18年4~9月))】

居宅サービス	通所(授産施設等)	入所	計
+14.7%	+8.0%	+0.1%	+8.8%

新体系サービスの指定状況 ※ 42都道府県の状況

- 法施行後、新体系サービスへの移行が始まっている

18年10月1日(施行時) 19年4月1日
 5,745施設(18年9月末現在)のうち → 220施設(3.8%) → 794施設(13.8%)

※ 新体系サービス:就労移行支援事業、就労継続支援事業、生活介護など、障害者自立支援法によって創設されたサービス

障害福祉サービスの状況について(2)

就労支援サービスの動向

- 19年4月1日現在、全国で633事業所が就労移行支援事業を実施、8,705人が利用
(国の指針では、平成23年度には8,000人が福祉サイドから一般就労へ移行することを目標としている。)
- 19年4月1日現在、全国で140事業所が就労継続支援A型を実施。18年9月末現在の福祉工場は119か所であり、既にこれを上回っている状況。

(参考)障害者自立支援法によって創設された就労支援サービス

- ・就労移行支援事業:一般企業への就労を目指し、一定期間、知識・能力向上のための訓練を行う。
 - ・就労継続支援事業:一般就労が困難な者に働く場を提供しつつ必要な訓練を行う(A型=雇用契約型、B型=非雇用型)。
- 福祉工場はA型に対応する旧体系サービス

(参考)成長力底上げ戦略(基本構想)(平成19年2月15日)

公的扶助(福祉)を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図ることとし、そのため「福祉から雇用へ」推進5か年計画』を新たに策定・実施。

- 障害者自立支援法に基づく「就労移行支援事業」の全国展開

○ 「工賃倍増5か年計画」(全都道府県において策定)による福祉的就労の底上げ 等

相談支援体制の構築

- 相談支援体制は、すべての市町村で整備されており、3障害の窓口を一元化しているものが約6割

- 都道府県自立支援協議会は、本年4月1日時点で22道県が設置済、本年度中にすべての都道府県で設置予定。市町村の地域自立支援協議会は、4月1日時点で約4割が設置済

(参考)地域自立支援協議会:障害福祉に関する関係者が集まり、地域における支援体制や連携のあり方を協議する場として市町村が設置。



地域における有効な取組事例(1)
(一般就労への移行、地域生活への移行に関する好事例)

【一般就労への移行への取組例】

→説明36頁～37頁

○ 東京都大田区

区が中心となり、養護学校、福祉施設、ハローワークの就労支援ネットワークを構築。障害者の適性と企業ニーズを的確にマッチングさせ、毎年施設利用者の6～7%が企業等に就職。(参考)全国平均では毎年施設利用者の1%程度が企業に就職

○ 東京都世田谷区の知的障害者通所授産施設

利用期間を原則2年間と定め、施設利用者一人ひとりに対し就職に向けた支援計画を策定するとともに、就職のあっせん、職場定着支援を実施し、施設を利用した方の9割以上が一般企業へ就職。職場定着率も9割弱と高い割合となっている。

【地域生活への移行への取組例】

○ 長野県の知的障害者入所施設

施設を縮小し、地域移行を進め、3年間で約4割の利用者がグループホームなどに移行。施設を出て地域生活を始めた障害者の家族に実施したアンケート調査によると、7割以上の方が表情が明るくなったなど「肯定的な評価をしている。」と答えている。

21

地域における有効な取組事例(2)
(工賃水準の向上に関する好事例)

→説明37頁

【工賃水準が向上した例】

○ 三重県の精神障害者通所授産施設

パンや洋菓子の製造・販売、手工芸、農耕、小売業などを実施していたが、工賃水準の向上が見込まれるパンの製造・販売に事業内容を絞るとともに、移動販売や量販店での販売を開始。さらに、パンをセット販売にすることや、製造工程の見直しも行った結果、17年度平均月額約1万2千円の工賃が、18年度平均約2万3千円に向上。

(参考)授産施設における平均工賃は約1万5千円

「成長力底上げ戦略」から

- 工賃水準の確保につながる企業からの発注に対する措置
 - ・ 障害者雇用促進法による、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みについて、対象となる福祉施設の範囲を、工賃水準アップなどの取組を行う福祉施設にも拡大。
 - ※ 企業からの発注額(年間105万円以上)の概ね5%相当を企業に還元。
 - (例) 420万円の発注 → 年間25.2万円を企業に支給

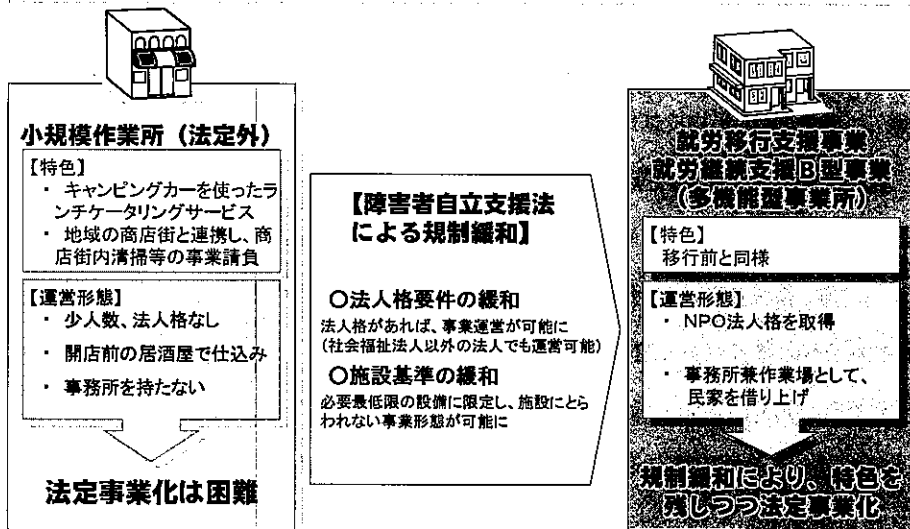
22



規制緩和による地域の資源の活用例 (東京都世田谷区のNPO法人)

→説明37頁

この法人は、社会福祉法人のみ実施可能だった法人格の要件の緩和や、施設基準の大幅な緩和等の規制緩和を活用し、就労移行支援事業と就労継続支援B型事業を展開している。



23

入所施設から地域生活支援への転換【長野県西駒郷の例】

- 平成14年10月に策定された西駒郷基本構想に基づき、入所施設中心の支援から、グループホーム、日中活動、相談支援等の地域を総合的に支援する施設へ転換
- 利用者の退所後、4人部屋の解消など居住環境を改善するとともに、ショートステイに活用
- 既存の訓練棟・作業棟についても日中活動系サービスに活用

1 西駒郷退所者の状況

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
					19・1・31現在	19・4・1予定
地域生活移行者数	17	29	71	56	20	50 (計画)
累 計	17	46	117	173	193	243
うち グループ ホーム移行 人数	11	24	66	52	20	50 (計画)
か所数	2か所	7か所	27か所	24か所	12か所	25か所
施設利用者数 (年度末現在)	441	406	326	261	242	211

※今後、さらに就労移行支援、生活介護などの新体系サービスも整備し、10年後には施設の定員を60～100人とする予定。

2 地域生活移行者の日中活動の場

区 分	人 数
就 職	31
共同作業所	52
通所授産施設	62
通所更生施設	25
その他	23
計	193

地域で生活するためには、グループホーム等の居住の場に加えて、日中活動の場や相談支援体制等を整備することが重要。

※相談支援の拠点として平成16年に県内10の圏域ごとに障害者総合支援センターを設立

3 県内の入所施設からの地域生活移行の状況

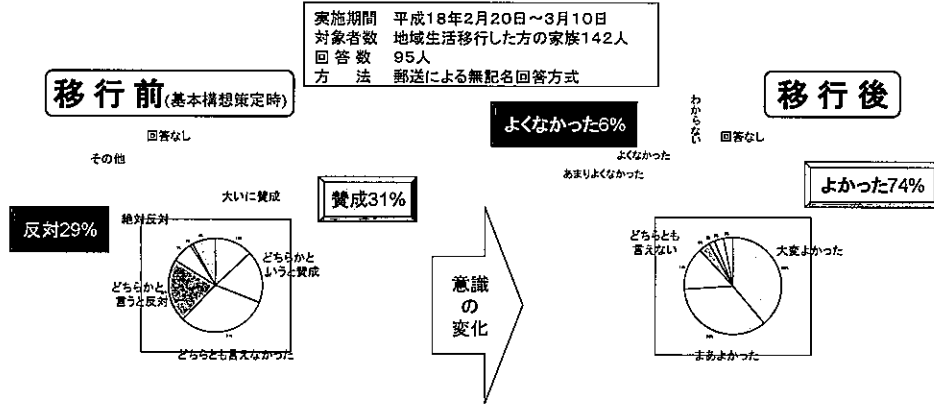
区 分	16年度	17年度	18年度 (予定)	計
西 駒 郷	71	56	50	177
他 施 設	67	71	50	188
計	138	127	100	365

西駒郷(県立施設)の取組が県内の他の民間施設にも波及。

24



地域生活移行した方の家族へのアンケート (長野県西駒郷の地域生活移行の取組から)



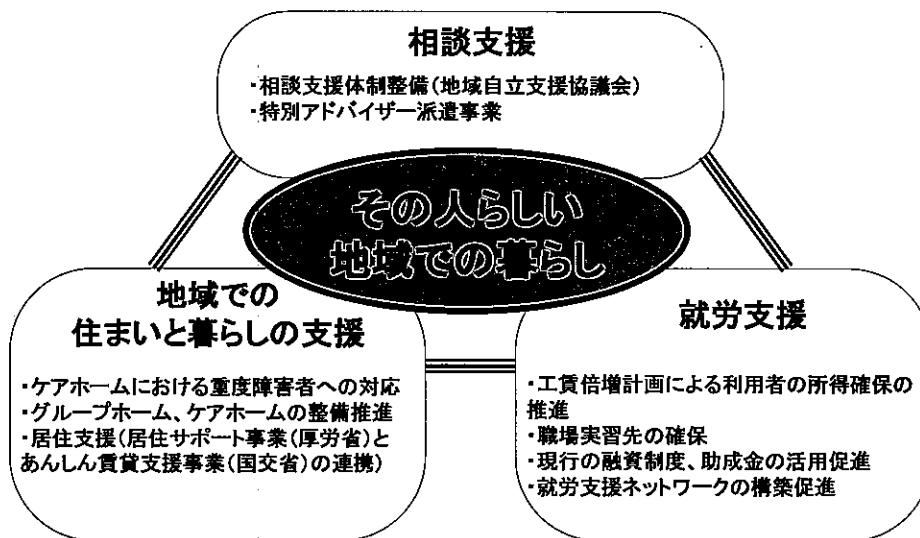
長野県西駒郷の地域生活移行

- 大規模コロニー(500人定員の知的障害者入所施設)の入所者の地域生活移行を推進(西駒郷基本構想に基づき全県的な取組)
 - 平成19年1月の入所者数は242人に減少(H14～H19.1の地域生活移行者は193人)
 - 今後も全県的に地域の基盤整備を進め、地域生活移行を推進する。
- (県障害福祉計画目標値:入所者の17%の移行を進め、新たな入所者も含めて全体で14%以上削減)

25

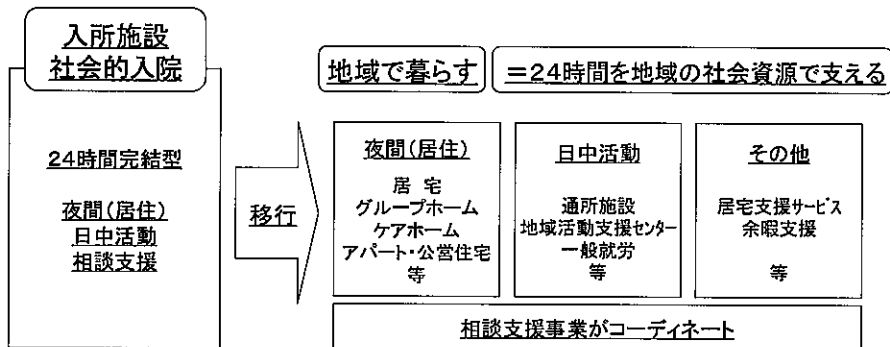
就労支援と地域生活支援等についての一層の取り組み

→説明38頁



26

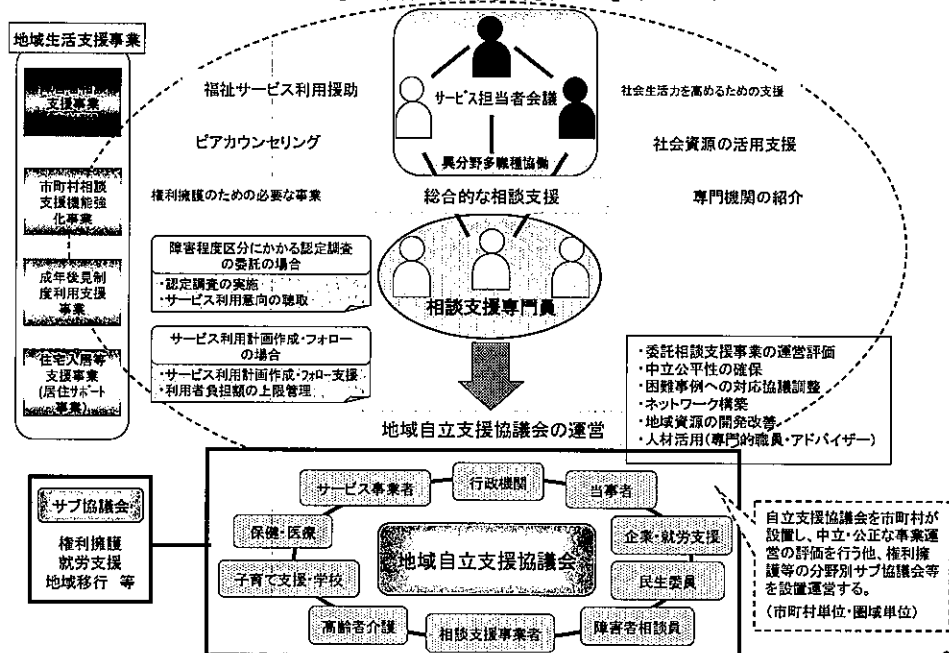
障害者の地域生活移行支援



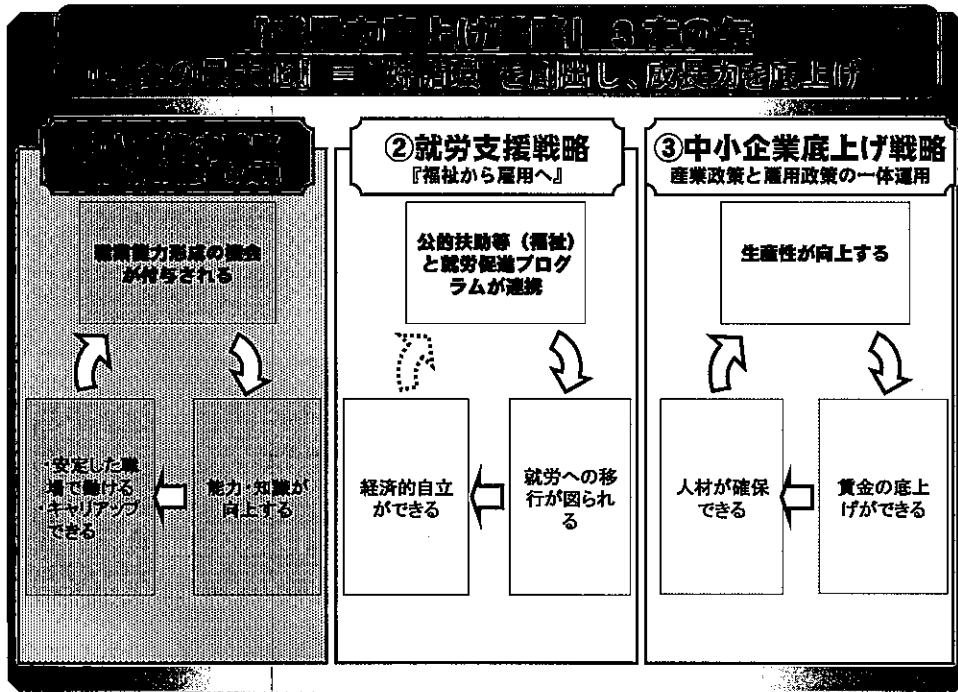
※障害者ケアマネジメントの役割
 障害者の地域生活を支援するために、個々の障害者の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービス供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進すること。
 そして、それを具体的に行うのが、**相談支援事業**であり、その中核的役割をなすのが**地域自立支援協議会**の使命である。

27

障害者相談支援事業のイメージ



28



29

『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』における重点戦略

地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

- 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置(約400カ所)
- 各省庁・各自治体における障害者に対する「チャレンジ雇用」の推進・拡大
- 障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開するとともに、全都道府県において「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げを推進
- 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム(※)」を全自治体で策定
(※)意欲の向上や職業意識の啓発、技能修得、就職支援等、段階的・計画的な支援を行うプログラム
- 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を全国展開

ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「就労支援チーム(※)」の体制・機能強化(※)ハローワークの就職支援担当と福祉事務所、福祉施設等関係機関により編成されるチーム
- ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を60%に引上げ「就職活動プランの策定」、「就労意欲向上プログラム」など



障害者雇用促進法制の整備

- 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法制の整備

関係者の意識改革

- 関係者の意識改革を通じた雇用機会の拡大
企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大

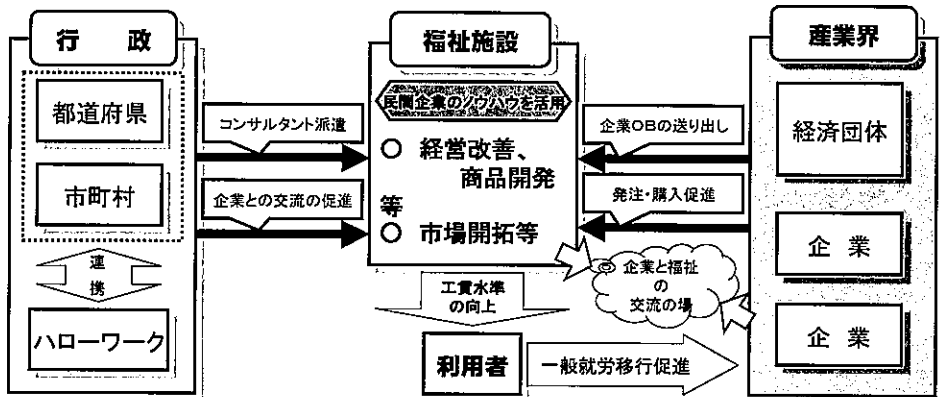


30



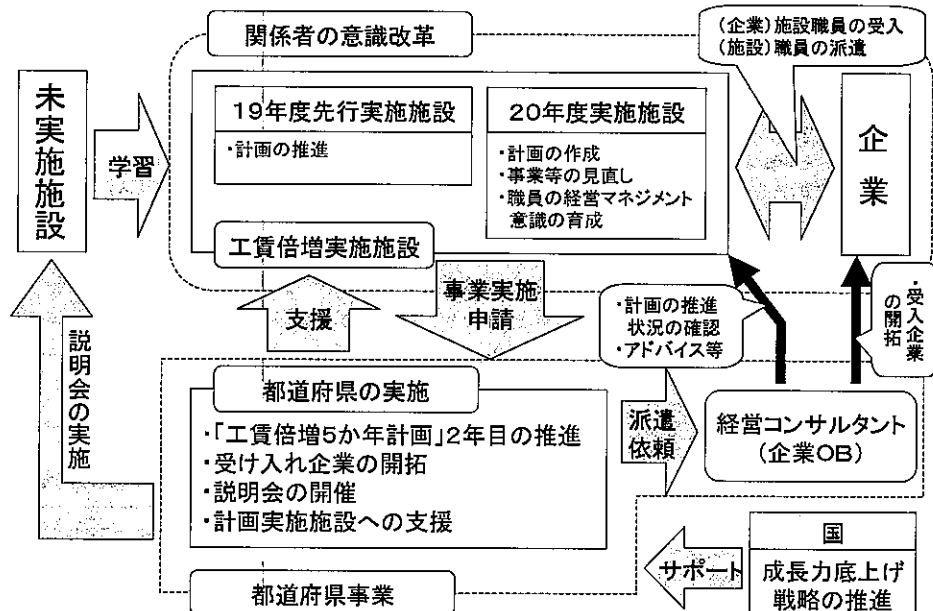
「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 障害者の経済的自立に向けて、一般就労への取組に加え、非雇用の形態で働く障害者の工賃を引き上げる取組が重要。このため、「工賃倍増5か年計画」に基づき、官民一体となった取組を推進。
- 具体的には、各事業所において、民間企業等の技術、ノウハウ等を活用した以下のような取組を実施。
 - ・ 経営コンサルタントや企業OBの受け入れによる経営改善、企業経営感覚(視点)の醸成
 - ・ 一般企業と協力して行う魅力的な商品開発、市場開拓 等



31

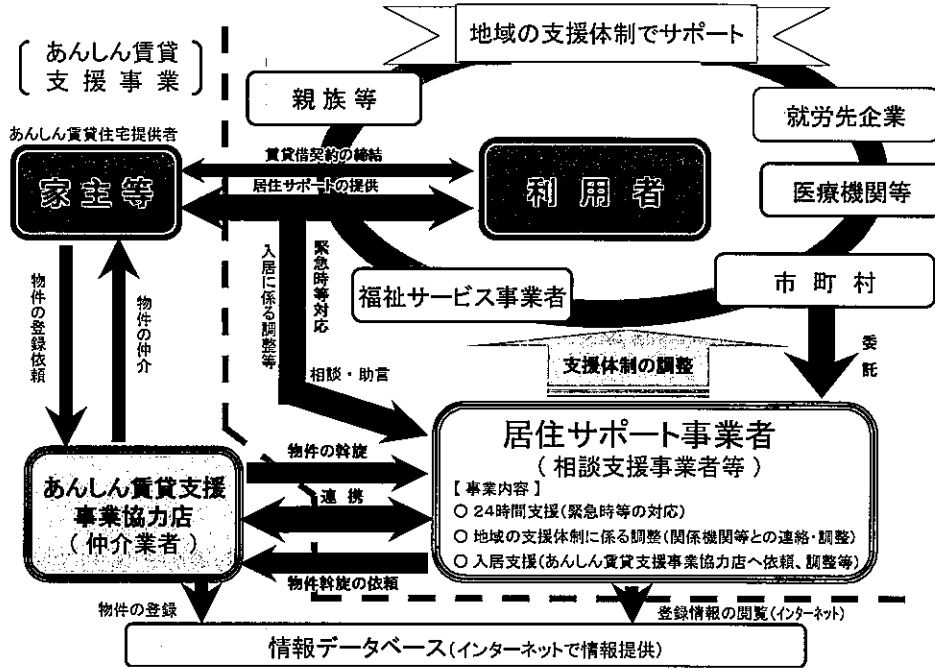
平成20年度 推進イメージ



32



居住サポート事業とあんしん賃貸支援事業の連携



33

障害程度区分勉強会

【趣旨】

身体障害者、知的障害者、精神障害者の障害特性をより踏まえた障害程度区分のあり方について、厚生労働省の私的勉強会において、各障害種別団体と意見交換を行うとともに、施設の視察等を行う。

【メンバー】

障害保健福祉部長
 障害福祉課長
 精神・障害保健課長

全国身体障害者施設協議会
 日本知的障害者福祉協会
 日本精神科病院協会
 全国精神障害者社会復帰施設協会
 全国社会就労センター協議会

国立身体障害者リハビリテーションセンターの専門家
 国立精神・神経センターの専門家
 国立秩父学園の専門家

34

障害者自立支援法の3年後の見直し

○ 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)(抄)

附 則
(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二章第二節第五款、第三節及び第四節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

35

我が国の障害児福祉を巡る状況

① 少子化社会の進展

- ・ 子育て不安の増加

② 障害者自立支援法の施行

- ・ ノーマライゼーションの理念(自立と共生社会の実現)

③ 特別支援教育の実施

- ・ 特殊学校での対応から一般学校での対応へ

④ 発達障害者支援法の施行

- ・ 「新たな」障害への対応

36



検討すべき主な課題

① 障害児に対するサービス

- ・ 障害児の「自立」を支援するための発達支援
- ・ 障害児の家族を含めたトータルな支援(家族支援)
- ・ 子どものライフステージに応じた一貫した支援(乳幼児期から青年期まで)
- ・ できるだけ身近な地域における支援

② 障害者の範囲

- ・ 発達障害者など

③ 所得の確保の在り方

④ その他